

障がい者福祉のしおり



令和5年6月

愛媛県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課

目 次

1 障害福祉サービス・障害児支援サービス

(1) 障がい福祉施策の概要	1
(2) 障害福祉サービス	3
(3) 障害児支援サービス	6

2 支援を実施する機関及び相談窓口等

(1) 県庁、県地方局地域福祉課、市福祉事務所、町役場一覧	9
(2) 保健所	10
(3) 各種障がい者相談窓口	11
(4) 愛媛県医療的ケア児支援センター	11
(5) 愛媛県障がい者アートサポートセンター	12
(6) 愛媛県障がい者 ICT サポートセンター	12
(7) 各種障がい者相談員	12
(8) 社会福祉協議会	13
(9) 基幹相談支援センター	14
(10) 指定相談支援事業者	14
(11) 児童発達支援センター	21
(12) 虐待通報・相談窓口	22
(13) 高次脳機能障害支援相談窓口	23

3 障がい者手帳

(1) 身体障害者手帳	24
(2) 療育手帳	25
(3) 精神障害者保健福祉手帳	25
(4) 身体障害者障害程度等級表	27

4 自立支援

(1) 自立支援に関する事業	31
(2) 自立支援医療	31
(3) 地域生活支援事業	32
(4) その他	32

5 施設・事業所の利用

(1) 障害福祉サービス事業所・施設等	33
(2) その他障がい者のための施設	34

6 社会参加推進のための支援

(1) 視覚障がい者支援	35
(2) 聴覚・言語障がい者支援	35
(3) 共通支援	36
(4) 盲ろう者支援	36

(5) その他	36
7 就労支援制度	
(1) 障がい者への施策	37
(2) 企業・事業所等への施策	40
(3) 障がい者雇用普及啓発施策	43
(4) 支援メニューのお問い合わせはこちらへ	44
8 他制度による支援	
(1) 年金・手当	46
(2) 労災関係	50
(3) 税金の減免等	51
(4) 運賃の割引	56
(5) 公営住宅への入居	59
(6) 生活福祉資金の貸付	60
(7) 郵便等による不在者投票	61
(8) 点字版・音声版選挙のお知らせの配布.....	62
(9) 駐車禁止・通行禁止規制の適用除外	62
(10) 郵便料金の減免	63
(11) NHK放送受信料の免除	64
(12) 携帯電話基本使用料等の割引.....	64
(13) 無料電話番号案内（ふれあい案内）	65
(14) 電話リレーサービス.....	65
(15) 障害者手帳アプリ「ミライロID」について.....	65
9 愛媛県パーキングパーミット制度.....	66
10 障がい者に関するマーク	69
11 ヘルプカード・ヘルプマークについて.....	72
12 愛顔の『あいサポート運動』について.....	74
13 障がい者（児）関係団体名簿.....	75
14 障害者差別解消法と愛媛県障がい者差別解消条例について.....	77
15 障がい者災害対応のてびき.....	79
16 障がい者施策における県計画について.....	80

※本誌に掲載されている情報は、令和5年6月1日現在のものです。

1 障害福祉サービス・障害児支援サービス

(1) 障がい福祉施策の概要

■ 障がい福祉施策の流れ

障がい福祉施策は、平成 15 年度からノーマライゼーションの理念に基づいて導入された支援費制度により充実が図られました。しかし、

- ①身体・知的・精神という障がい種別ごとでわかりにくく使いにくい
- ②サービスの提供において地方公共団体間の格差が大きい
- ③費用負担の財源を確保することが困難

などの理由により、平成 18 年度からは障害者自立支援法が施行されました。

その後、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障がい者（児）を権利の主体と位置づけた基本理念を定め、制度の谷間を埋めるために障がい児については児童福祉法を根拠法に整理しなおすとともに、難病を対象とするなどの改正を行い、平成 25 年 4 月に障害者総合支援法に法律の名称も変更されて施行されました。

■ 障害者総合支援法について

1 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念としています。

2 対象範囲

法が対象とする障がい者の範囲は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者を含む）に加え、制度の谷間となって支援の充実が求められていた難病等^{*}（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者）としています。

※令和 3 年度 11 月から対象となる疾病が 366 疾病となっています。

3 利用できるサービス量

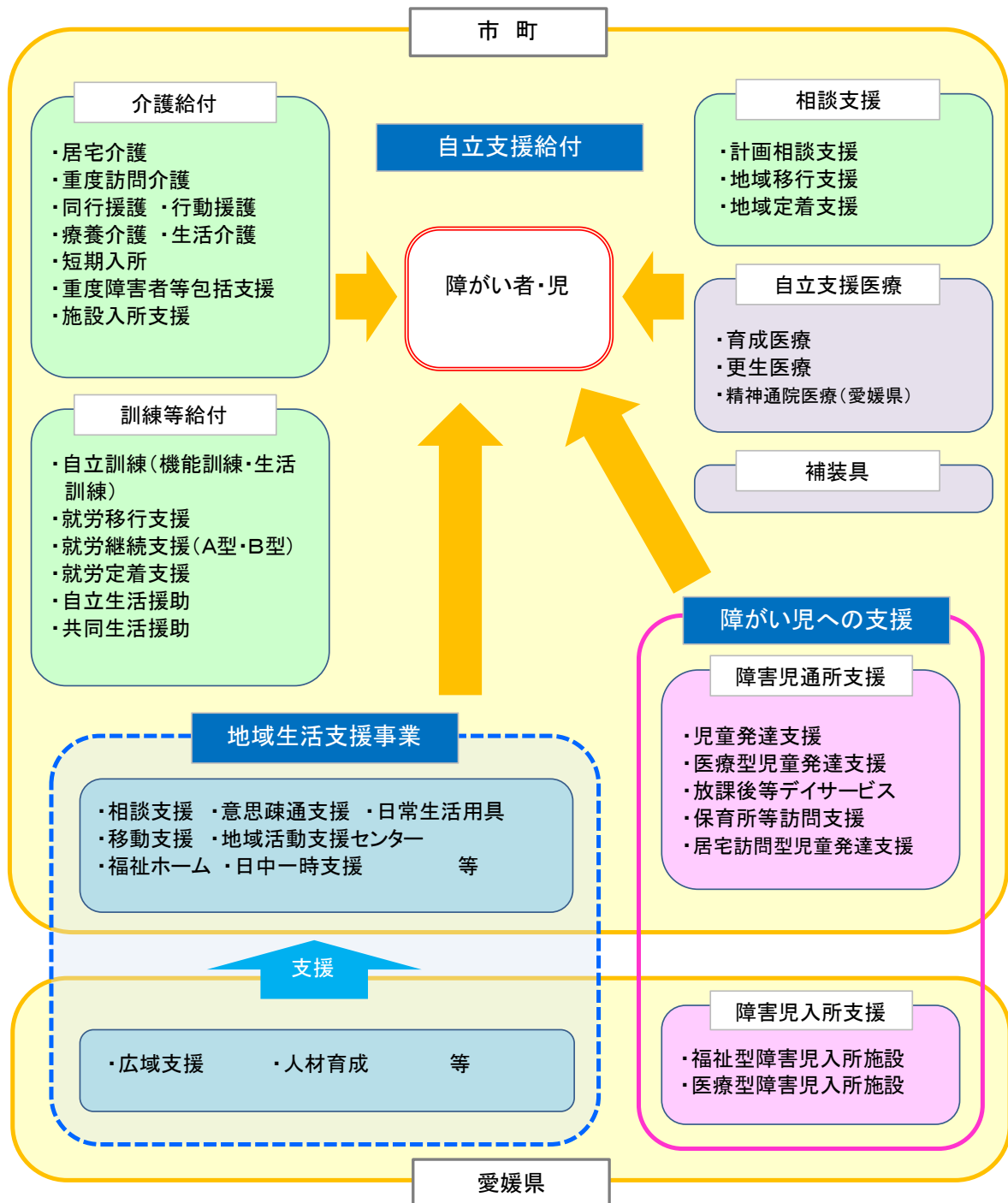
80 項目に及ぶ調査を行い、その人に必要なサービスの度合い（「障害支援区分」）を測り、その度合いに応じたサービスが利用できるようになっています。



愛媛県イメージアップキャラクター
みきやん

■ 自立支援システムの全体像

障害者総合支援法による総合的な自立支援システムの全体像は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。



(2) 障害福祉サービス

■ 自立支援給付・地域生活支援事業の内容

1 自立支援給付

介護給付、訓練等給付、相談支援給付などがあり、利用者などの申請に基づいて市町が支給決定した範囲内でサービスが受けられます。

【介護給付】

サービスの名称	対象者	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障害支援区分 1 以上の障がい者。	居宅における、入浴、排せつ及び食事等の介護や、生活等に関する相談及び助言、その他生活全般にわたる援助等。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要する者。	居宅における、入浴、排せつ及び食事等の介護や、生活全般にわたる援助、外出時における移動中の介護等。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者。	外出時において、移動に必要な情報の提供（代筆・代読含む。）、移動の援護、排せつ及び食事の介護、その他外出に必要な援助等。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を要する者。	行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の行動する際に必要な援助等。
療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者。	病院等への長期入院による医学的管理の下、食事や入浴、排せつ等の介護や、日常生活上の相談等を提供。
生活介護	地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な障がい者。	主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護や、日常生活上の支援、生産活動の機会等の提供。
短期入所 (ショートステイ)	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期的な入所が必要な障がい者。	施設等へ入所させ、入浴、排せつ及び食事の介護、その他の必要な支援を行う。
重度障害者等 包括支援	常時介護を要する障がい者であって、その介護の必要の程度が著しく高い者。	訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護等）や通所サービス（生活介護、短期入所等）等を組み合わせて、包括的にサービスを提供。

サービスの名称	対象者	内容
施設入所支援	夜間において、介護が必要な障がい者、入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる障がい者又は通所が困難である自立訓練又は就労移行支援の利用者。	夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を実施。

【訓練等給付】

サービスの名称	対象者	内容
自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要な障がい者。	理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや、日常生活上の相談支援等を実施。
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要な障がい者。	食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を実施。
宿泊型自立訓練	自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者であって、地域移行に向けて一定期間、宿泊によって帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練が必要な者。	居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行う。
就労移行支援	一般就労を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる障がい者。	一般就労への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施。
就労継続支援A型	就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な障がい者。	通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けた支援。
就労継続支援B型	就労移行支援事業等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定年齢に達している方等で、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障がい者。	通所により、就労や生産機会を提供（雇用契約を結ばない）するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者。	企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により、課題解決に向けて必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行う。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していただいていた障がい者で一人暮らしに移行した者又は現に一人暮らしを行っていたり、実質的に同様の状況であったりして支援が必要な者。	定期的に利用者の居宅を訪問し、生活状況の確認を行い、助言や医療機関等との連絡調整を行うとともに、相談・要請への随時の対応を行う。

サービスの名称	対象者	内容
共同生活援助 (グループホーム)	地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護、相談等の日常生活上の援助が必要な者。	主として夜間に、共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事の介護等又は相談その他の日常生活上の援助を行う。

【地域相談支援】

サービスの名称	サービスの内容
地域移行支援	障がい福祉施設や精神科病院から退所・退院して、地域における生活に移行するために必要な住居の確保や相談などの支援を行う。
地域定着支援	障がい福祉施設や精神科病院から退所・退院した方が、地域における生活を継続するために、常時の連絡体制を確保して緊急時等の相談や支援を行う。

【計画相談支援】

サービスの名称	サービスの内容
サービス利用支援	相談支援専門員が障害福祉サービスの支給決定又は支給決定の変更前に利用者への面接等によるアセスメントを行い、サービス等利用計画案を作成する。 また、支給決定又は支給決定の変更後は、サービスを提供する各事業者等との連絡調整及びサービス等利用計画の作成を行う。
継続サービス利用支援	個別に定める期間ごとに、障害福祉サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行う。(モニタリング)

2 地域生活支援事業

相談支援や意思疎通支援など、市町の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施されます。

サービスの名称	サービスの内容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用を支援する。
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者等の派遣、手話通訳者の設置、点訳・音声訳等による支援を行う。
日常生活用具給付等事業	日常生活に必要な用具を給付又は貸与する。
移動支援事業	円滑に外出できるよう、移動を支援する。

※上記以外にも、地域の特性や利用者の状況に応じて、様々な事業が行われています。

(3) 障害児支援サービス

【居宅サービス】

サービスの名称	対象者	サービスの内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障害支援区分1以上に相当する障がい児。	居宅における、入浴、排せつ及び食事等の介護や、生活等に関する相談及び助言、その他生活全般にわたる援助等。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい児。	外出時において、移動に必要な情報の提供(代筆・代読含む。)、移動の援護、排せつ及び食事の介護、その他外出に必要な援助等。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい児であって常時介護を要する者。	行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の行動する際に必要な援助等。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がい児であって、その介護の必要の程度が著しく高い者。	訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護等)や通所サービス(生活介護、短期入所等)等を組み合わせて、包括的にサービス提供。
短期入所 (ショートステイ)	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期的な入所が必要な障がい児。	施設等へ入所させ、入浴、排せつ及び食事の介護、その他の必要な支援を行う。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児。	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。



愛媛県
こみきちゃん

【通所サービス】

サービスの名称	対象者	サービスの内容
児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児。	日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児。	児童発達支援及び治療を行う。
放課後等デイサービス	学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児。	授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進その他必要な支援を行う。
保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園、乳児院、児童養護施設等の集団生活を営む施設に通所又は入所する障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児。	保育所等を訪問し、障がい児に対して障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

【障害児相談支援】

サービスの名称	サービスの内容
障害児支援利用援助	障がい児の通所サービスの利用について、相談支援専門員がサービスの支給決定又は支給決定の変更前に利用者への面接等によるアセスメントを行い、障害児支援利用計画案を作成する。また、支給決定又は支給決定の変更後は、サービスを提供する各事業者等との連絡調整及び障害児支援計画の作成を行う。
継続障害児支援利用援助	個別に定める期間ごとに、障がい児の通所サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行う。(モニタリング)

※障害福祉サービスと障害児通所サービス併用の場合は、障害児相談支援で対応。

【入所サービス】

施設の種別	対象者	サービスの内容
福祉型障害児入所施設	<p>身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）。</p> <p>※児童相談所、市町保健センター、医師等により療育が必要であると認められた児童も対象。</p>	<p>当該施設に入所する障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う。</p>
医療型障害児入所施設	<p>知的障がい児、自閉症児、肢体不自由児、重症心身障がい児。</p> <p>※児童相談所、市町保健センター、医師等により療育が必要であると認められた児童も対象。</p>	<p>当該施設等に入所等をする障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う。</p>



2 支援を実施する機関及び相談窓口等

障がいのある人々のいろいろな相談や支援には、身体障害者相談員、知的障害者相談員や民生委員の協力の下に県地方局地域福祉課、市福祉事務所、町及び県福祉総合支援センター等が当たっています。障害福祉サービス・障害児支援サービスのご相談は、まずお住まいの市町にお問い合わせください。

(1) 県庁、県地方局地域福祉課、市福祉事務所、町役場一覧

名 称	所 在 地	電 話	管 轄 地 域
愛媛県庁	障がい福祉課	松山市一番町 4 丁目 4-2 TEL : 089-912-2420 FAX : 089-931-8187	県内全域 障がい者福祉関係
	健康増進課	//	県内全域 精神保健
		松山市本町 7 丁目 2	TEL : 089-926-7707 FAX : 089-926-7708
東予地方局地域福祉課	西条市喜多川 796-1	TEL : 0897-56-1300 FAX : 0897-56-1317	今治市、新居浜市、 西条市、四国中央市、 上島町
中予地方局 //	松山市北持田町 132	TEL : 089-909-8756 FAX : 089-909-8391	松山市、伊予市、東温市、 久万高原町、松前町、 砥部町
南予地方局 //	宇和島市天神町 7-1	TEL : 0895-28-6106 FAX : 0895-22-3180	宇和島市、八幡浜市、 大洲市、西予市、内子町、 伊方町、松野町、 鬼北町、愛南町
松山市福祉事務所 障がい福祉課	松山市二番町 4 丁目 7-2	TEL : 089-948-6433 FAX : 089-932-7553	市内全域
今治市福祉事務所 障がい福祉課	今治市別宮町 1 丁目 4-1	TEL : 0898-36-1527 FAX : 0898-32-5267	//
宇和島市福祉事務所 福祉課	宇和島市曙町 1 番地	TEL : 0895-24-1111 FAX : 0895-24-1160	//
八幡浜市福祉事務所 社会福祉課	八幡浜市北浜 1 丁目 1-1	TEL : 0894-22-3111 FAX : 0894-24-7700	//
新居浜市福祉事務所 地域福祉課	新居浜市一宮町 1 丁目 5-1	TEL : 0897-65-1237 FAX : 0897-37-3844	//
西条市福祉事務所 社会福祉課	西条市明屋敷 164	TEL : 0897-56-5151 FAX : 0897-52-1294	//
大洲市福祉事務所 社会福祉課	大洲市大洲 690-1	TEL : 0893-24-1758 FAX : 0893-24-0961	//
伊予市福祉事務所 福祉課	伊予市米湊 820	TEL : 089-982-1121 FAX : 089-983-3354	//
四国中央市福祉事務所 生活福祉課	四国中央市三島宮川 4 丁目 6-55	TEL : 0896-28-6023 FAX : 0896-28-6172	//
西予市福祉事務所 福祉課	西予市宇和町卯之町 3 丁目 434-1	TEL : 0894-62-6428 FAX : 0894-62-3055	//
東温市福祉事務所 社会福祉課	東温市見奈良 530-1	TEL : 089-964-4406 FAX : 089-964-4446	//

名 称	所 在 地	電 話	管 轄 地 域
上島町 住民課	越智郡上島町弓削下弓削 210	TEL:0897-77-2503 FAX:0897-77-4011	町内全域
久万高原町 保健福祉課	上浮穴郡久万高原町久万 212	TEL:0892-21-1111 FAX:0892-21-2860	//
松前町 福祉課	伊予郡松前町大字筒井 631	TEL:089-985-4112 FAX:089-984-8951	//
砥部町 介護福祉課	伊予郡砥部町宮内 1392	TEL:089-962-7255 FAX:089-962-6820	//
内子町 保健福祉課	喜多郡内子町平岡甲 168	TEL:0893-44-6154 FAX:0893-44-4116	//
伊方町 保健福祉課	西宇和郡伊方町湊浦 1993 番地 1	TEL:0894-38-0217 FAX:0894-38-1120	//
松野町 保健福祉課	北宇和郡松野町大字延野々 1406-4	TEL:0895-42-0708 FAX:0895-42-1550	//
鬼北町	町民生活課	北宇和郡鬼北町大字近永 800-1	町内全域 障がい者福祉関係
	保健介護課	北宇和郡鬼北町大字近永 800-1	町内全域 精神保健関係
愛南町 保健福祉課	南宇和郡愛南町城辺甲 2420	TEL:0895-72-1212 FAX:0895-70-1777	町内全域

(2) 保健所

名 称	所 在 地	電 話	管 轄 地 域
四国中央保健所	四国中央市三島宮川 4 丁目 6-55	TEL:0896-23-3360 FAX:0896-28-1043	四国中央市
西条保健所	西条市喜多川 796-1	TEL:0897-56-1300 FAX:0897-56-3848	新居浜市、西条市
今治保健所	今治市旭町 1 丁目 4-9	TEL:0898-23-2500 FAX:0898-23-2531	今治市、上島町
中予保健所	松山市北持田町 132	TEL:089-941-1111 FAX:089-931-8455	伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町
八幡浜保健所	八幡浜市北浜 1 丁目 3-37	TEL:0894-22-4111 FAX:0894-22-0631	八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町
宇和島保健所	宇和島市天神町 7-1	TEL:0895-22-5211 FAX:0895-24-6806	宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町
松山市保健所 保健予防課	松山市萱町 6 丁目 30-5	(精神保健) TEL:089-911-1816 (難病) TEL:089-911-1857 FAX:089-923-6062	松山市

(3) 各種障がい者相談窓口

次の窓口では、医師、看護師や心理判定員などの専門職員を配置するとともに関係機関と密接に連絡をとりながら、相談に応じています。

施設名		住所	電話
福祉総合支援センター	障がい者支援課 身体障がい者支援グループ (旧 身体障害者更生相談所)	松山市本町 7-2 愛媛県総合保健福祉センター内	TEL : 089-924-1216 FAX : 089-911-2181
	障がい者支援課 知的障がい者支援グループ (旧 知的障害者更生相談所)	〃	TEL : 089-923-4471 FAX : 089-911-2181
	子ども・女性支援課 児童支援グループ (旧 中央児童相談所)	〃	TEL : 089-922-5040 FAX : 089-923-9234
東予子ども・女性支援センター		新居浜市星原町 14-38	TEL : 0897-43-3000 FAX : 0897-43-3004
南予子ども・女性支援センター		宇和島市丸之内 3 丁目 1-19	TEL : 0895-22-1245 FAX : 0895-22-2020
心と体の健康センター		松山市本町 7-2 愛媛県総合保健福祉センター内	TEL : 089-911-3880 FAX : 089-923-8797
子ども療育センター		東温市田窪 2135	TEL : 089-955-5533 FAX : 089-955-5546
発達障がい者支援センター あい♥ゆう		〃	TEL : 089-955-5532 FAX : 089-955-5547

(4) 愛媛県医療的ケア児支援センター

人工呼吸器やたん吸引等の医療的ケアが必要な医療的ケア児及びその家族等からの様々な相談等に総合的に対応する拠点として、愛媛県医療的ケア児支援センターを令和4年7月に開設し、相談への助言や情報提供、関係機関との連絡・調整などを行っています。

名称	所在地	お問い合わせ先
愛媛県医療的ケア児支援センター	東温市田窪 2135 県立子ども療育センター内	専用の相談フォームから申込み https://www.pref.ehime.jp/h20123/kodomo-ryoiku/ikea/soudan/soudan.html ※毎週水曜日は電話でも受付可能 TEL : 089-997-7756 9時30分から16時00分まで (年末年始、祝祭日を除く)

(5) 愛媛県障がい者アートサポートセンター

芸術文化活動を行う障がい者本人やその家族、障害福祉サービス事業所や支援団体等への支援を総合的に行う地域の拠点として、愛媛県障がい者アートサポートセンターを令和元年6月に開設し、相談員を配置しています。

芸術文化活動に取り組んでいる福祉事業所など創造環境に関する相談や作品の展示・販売など発表機会に関する相談、作品の売買や二次利用など作者の権利保護に関する相談等、様々な相談を受け付け、関係機関の紹介や専門的知見に基づく技術的支援を行っています。

名 称	所在地	電話番号
愛媛県障がい者アートサポートセンター	松山市道後町2-1 2-11 県身体障がい者福祉センター内	TEL：089-924-2170 FAX：089-923-3717 【相談受付日時】 月曜日～金曜日（祝祭日を除く） 8時30分から17時15分まで

(6) 愛媛県障がい者ICTサポートセンター



障がい者の ICT 機器の利用普及を支援するため、障がい者からの ICT 機器に関する相談、訪問支援、最新 ICT 機器の貸出及び展示・利用体験会などを行う地域の拠点として、愛媛県障がい者 ICT サポートセンターを令和4年7月に開設し、相談員を配置しています。

名 称	所在地	電話番号
愛媛県障がい者 ICT サポートセンター	松山市道後町2-1 2-11 県身体障がい者福祉センター内	TEL：089-924-2122 FAX：089-923-3717 【相談受付日時】 月曜日（祝祭日を除く） 13時00分から17時00分まで 火曜日～金曜日（祝祭日を除く） 9時00分から17時00分まで

(7) 各種障がい者相談員

各地域において、障がいのある方々の相談に直接応じる相談員が設置されています。障がい福祉の推進に熱意をお持ちの方で、地域の信頼を得て活動しています。

相談員の連絡先は、次の問い合わせ先へご確認ください。

障害者相談員	業 務	問い合わせ先
身体障害者相談員	身体障がい者の方の相談業務	市 町 〔P9,10〕
知的障害者相談員	知的障がい者の方の相談業務	
視覚障がい者専門指導員	視覚障がい者の方の自立・更生のための指導及び相談業務（点字可）	視覚障害者協会 〔P75〕
聴覚言語障がい者専門指導員	聴覚言語障がい者の方の自立・更生のための指導及び相談業務（手話可）	聴覚障害者協会 〔P75〕

(8) 社会福祉協議会

名 称	所 在 地	電 話
愛媛県社会福祉協議会	松山市持田町3丁目8番15号 愛媛県総合社会福祉会館内	TEL:089-921-8384 FAX:089-921-8939
松山市社会福祉協議会	松山市若草町8番地2 松山市総合福祉センター内	TEL:089-941-4122 FAX:089-941-4408
今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町1丁目9番地8	TEL:0898-22-6063 FAX:0898-22-6022
宇和島市社会福祉協議会	宇和島市住吉町1丁目6番16号	TEL:0895-23-3711 FAX:0895-24-7889
八幡浜市社会福祉協議会	八幡浜市松柏乙1101番地	TEL:0894-23-2940 FAX:0894-23-0506
新居浜市社会福祉協議会	新居浜市高木町2番60号	TEL:0897-32-8129 FAX:0897-31-3531
西条市社会福祉協議会	西条市周布606番地1	TEL:0898-64-2600 FAX:0898-64-3920
大洲市社会福祉協議会	大洲市東大洲270番地1	TEL:0893-23-0313 FAX:0893-23-0295
伊予市社会福祉協議会	伊予市尾崎3番地1	TEL:089-982-0393 FAX:089-982-0394
四国中央市社会福祉協議会	四国中央市三島宮川4丁目6番55号	TEL:0896-28-6127 FAX:0896-24-8009
西予市社会福祉協議会	西予市野村町野村12号15番地	TEL:0894-72-2306 FAX:0894-72-0024
東温市社会福祉協議会	東温市見奈良490番地1	TEL:089-955-5535 FAX:089-955-5766
上島町社会福祉協議会	越智郡上島町生名2133番地3	TEL:0897-76-2638 FAX:0897-76-2040
久万高原町社会福祉協議会	上浮穴郡久万高原町上黒岩2920番地1	TEL:0892-56-0750 FAX:0892-56-0166
松前町社会福祉協議会	伊予郡松前町大字筒井710番地1	TEL:089-985-4144 FAX:089-985-3912
砥部町社会福祉協議会	伊予郡砥部町宮内1369番地	TEL:089-962-7100 FAX:089-962-7186
内子町社会福祉協議会	喜多郡内子町内子1515番地	TEL:0893-44-3820 FAX:0893-44-6135
伊方町社会福祉協議会	西宇和郡伊方町湊浦1995番地1	TEL:0894-38-2360 FAX:0894-38-2363
鬼北町社会福祉協議会	北宇和郡鬼北町近永782番地	TEL:0895-45-3709 FAX:0895-45-3669
松野町社会福祉協議会	北宇和郡松野町大字松丸1661-13	TEL:0895-42-0794 FAX:0895-20-5311
愛南町社会福祉協議会	南宇和郡愛南町御荘菊川1157番地	TEL:0895-73-7777 FAX:0895-74-0520

(9) 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な機関であり、障がいのある方やそのご家族が地域で自立した生活を送るために、総合的な相談支援を行っています。

名 称	所在地	電話番号
今治市基幹相談支援センター (今治市社会福祉協議会)	今治市南宝来町 1 丁目 9-8	TEL : 0898-22-6017 FAX : 0898-22-8441
大洲市障がい者基幹相談支援センター (大洲市社会福祉課)	大洲市大洲 690-1	TEL : 0893-24-1758 FAX : 0893-24-0961
伊予市障害者相談支援センター (伊予市社会福祉協議会)	伊予市米湊 723 番地 1	TEL : 089-983-6224 FAX : 089-983-3253
四国中央市基幹相談支援センター (プログレス株式会社)	四国中央市三島宮川 4 丁目 6-55 (四国中央市福祉会館 1 階)	TEL : 0896-28-6154 FAX : 0896-28-6079
西予市基幹相談支援センター (西予市福祉課)	西予市宇和町卯之町 3 丁目 434-1	TEL : 0894-62-6428 FAX : 0894-62-3055
東温市基幹相談支援センター (東温市社会福祉協議会)	東温市見奈良 4 9 0 番地 1	TEL : 089-907-2755 FAX : 089-955-5766
久万高原町障害者相談支援センター (久万高原町保健福祉課)	上浮穴郡久万高原町久万 212	TEL : 0892-21-1111 FAX : 0892-21-2862
内子町障がい者相談支援センター (内子町保健福祉課)	喜多郡内子町平岡甲 168 番地	TEL : 0893-44-6154 FAX : 0893-44-4116

(10) 指定相談支援事業者

障がい者の相談に応じ、情報提供や助言、関係機関との連絡調整を行います。役割によって次の3種類があります。

- 指定特定相談支援事業所 : 障害福祉サービスのサービス等利用計画を作成します。
 指定障害児相談支援事業所 : 障害児通所支援の障害児支援利用計画を作成します。
 指定一般相談支援事業所 : 障がい福祉施設入所者や精神科病院に入院する障がい者等の地域生活への移行支援、移行後の定着に向けた支援を行います。

なお、基本相談支援については、3種類全ての指定相談支援事業所が行います。

名称欄の☆は、障がい児(者)療育支援事業の実施関連事業所です。

※特：指定特定相談支援事業所、児：指定障害児相談支援事業所、一：指定一般相談支援事業所

名 称	所 在 地	電話番号	特	児	一
相談支援事業所光と風	四国中央市中之庄町 542	(0896) 22-4020	○	○	○
四国中央市社会福祉協議会	四国中央市三島宮川 4-6-55	(0896) 28-6135	○	○	○
澄心そうだんさぼーと (ぼれぼれウインカル ☆)	四国中央市三島宮川 2-3-10	(0896) 22-3311	○	○	○
指定訪問介護事業所「ひまわり」	四国中央市金生町下分 1330 番地	(0896) 22-3802	○	○	○

名 称	所 在 地	電話番号	特	児	一
相談サポート 優	四国中央市中曽根町 1256	(0896) 72-8080	○	○	○
四国中央市児童発達支援センター	四国中央市下柏町 749-2	(0896) 28-6266	○	○	
相談さぼーと「夢の種」	四国中央市豊岡町大町 124 番地 1	(0896) 29-5503	○	○	○
相談支援事業所 四つ葉	四国中央市中之庄町 568-1	(0896) 57-0426	○	○	○
相談支援事業所らぼ〜る	四国中央市土居町野田甲 1273-2	080 6387-4304	○	○	○
どんでんどん	新居浜市下泉町 2-7-25	(0897) 40-8716	○	○	○
新居浜市社会福祉協議会 障がい者相談支援事業所	新居浜市高木町 2 番 60 号	(0897) 37-0702	○	○	○
新居浜市障害者生活支援センター あゆみ苑	新居浜市西の土居町 2 丁目 8 番 12 号	(0897) 33-4655	○	○	○
生活支援センターわかば (わかば共同作業所 ☆)	新居浜市政枝町 2-6-42 (新居浜市船木甲 741-1)	(0897) 32-5630 (0897) 44-7025)	○	○	○
まごころの会	新居浜市角野新田町 1-1-28 (十全ユリノキ病院内)	(0897) 47-6682	○	○	○
指定特定・障害児相談支援事業所 指定地域相談支援事業所 まさき育成園	新居浜市大生院 1686 番地	(0897) 41-6191	○	○	○
生活支援センター こだま	新居浜市喜光地町 1-6-35	(0897) 47-5151	○	○	
相談支援センターすみれ	新居浜市新須賀町 3-1-50	(0897) 32-1055	○	○	
こども相談支援フリーネット	新居浜市北新町 2-37	(0897) 47-0663		○	
西条市障害者相談支援センター	西条市周布 606 番地 1	(0898) 64-2600	○	○	○
相談支援センター 星の里 ☆	西条市飯岡 3471 番地 1	(0897) 52-5201	○	○	
相談支援事業 星の里 ☆	西条市飯岡 3471 番地 1	(0897) 52-5201			○
指定特定・障害児相談支援事業所 東予学園	西条市楠乙 438-21	(0898) 66-5078	○	○	
指定特定・障害児相談支援事業所 ていすい	西条市禎瑞 385 番地	(0897) 52-5300	○	○	
指定特定相談支援事業所 ほんわか	西条市飯岡 3290 番地 1	(0897) 56-2247	○		
相談支援センターいしづち会	西条市兔之山字上ノ向甲 322 番地	(0897) 56-7321	○		
指定特定相談支援事業所 さくらんぼハウス	西条市神拝甲 324 番地 2 西条市総合福祉センターC棟2階	(0897) 53-1803	○		
指定特定・障害児相談支援事業所 ケアサポートみらい	西条市喜多川 1 7 3-1 藤田ビル 1 F 西	(0897) 55-1816	○	○	

名 称	所 在 地	電話番号	特	児	一
指定特定相談支援事業所「ほほえみ」	西条市三芳1839番地5	(0898) 66-4656	○		
相談支援事業所 いろの和	西条市丹原町高松甲246番地1	(0898) 35-5057	○	○	
相談支援センター キャンパス	西条市飯岡3798番地1	(0897) 47-5373	○	○	
相談支援事業所 椿	西条市壬生川44番地	(0898) 64-3450	○	○	
相談支援事業所 サスケ西条	西条市大町1699番地3 エストソレイユ紺屋町104	(0897) 47-8565	○		
今治福祉施設協会指定相談支援事業所 今ねっと	今治市南宝来町1-9-8 今治市総合福祉センター2階	(0898) 23-4080	○	○	○
ひよこ園 ☆	今治市石井町4丁目3番53号	(0898) 32-9692			
今治市障害者地域活動支援センター ときめき	今治市天保山町2丁目2番地1	(0898) 34-3081	○		○
今治市障がい者生活支援センター	今治市南宝来町1丁目9番地8	(0898) 23-1747	○	○	
相談支援センター アゼリア	今治市北宝来町2丁目2番地12 チャレンジサポートセンター1F	090-5144- 8425	○	○	
相談支援センターペパ	今治市八町東6丁目4番22号	(0898) 35-5761	○	○	○
相談支援センターここから	今治市野間甲1214番地1 大沢食品ビル1F	(0898) 35-0006	○	○	
指定特定相談支援事業所 とわ	今治市東門町5丁目13番1号	(0898) 35-3280	○	○	
白鳩相談支援びよびよ	今治市阿方甲1297番地1	(0898) 52-7478		○	
ぼびー	今治市山路39番1	(0898) 35-5822	○	○	
しらいし介護ステーション ※休止中	今治市別宮町9丁目7-33 ハイツ山田101	080- 2973-0302	○	○	
相談ひろば栄光	今治市東鳥生町5-46	(0898) 35-4147	○	○	
相談支援事業所 Any	今治市馬越町3丁目2番2号	(0898) 35-2688	○	○	
上島町社協相談支援事業所	越智郡上島町生名2133番地3	(0897) 76-2638	○		
福角会指定相談支援事業所	松山市内宮町2007番5	(089) 978-7778	○	○	○
松山市社会福祉協議会 指定相談支 援事業所	松山市二番町4丁目7-2	(089) 943-6307	○	○	○
宗友福祉会 指定相談支援事業所 (天使園 ☆)	松山市中野町甲640番地	(089) 963-3772	○	○	○
相談支援事業スマイル	松山市余戸南6丁目5番3号	(089) 965-0294	○	○	○
あゆみ学園指定相談支援事業所 ☆	松山市余戸南6丁目3番26号	(089) 974-5141	○	○	○

名 称	所 在 地	電話番号	特	児	一
指定相談支援事業所 きらりの森	松山市畑寺4丁目8番7号	(089) 976-1156	○		○
泰斗福社会 指定相談支援事業所	松山市苞木甲202番地1	(089) 994-7160	○	○	○
指定一般相談支援事業所 サポート	松山市美沢1丁目10番38号	(089) 925-3749			○
特定非営利活動法人 自立生活センター松山	松山市萱町二丁目8番2号 山田ビル1階A、B	(089) 986-3245	○	○	○
指定相談支援事業所 トポス松山	松山市勝山町1丁目7-10	(089) 961-1431	○		○
インクル	松山市吉藤3丁目4番6号	(089) 911-1047	○		
相談支援事業所 北条育成園	松山市下難波乙145番地	(089) 993-3038	○		○
共同連えひめ相談支援事業所はやて	松山市上野町甲734-14	(089) 909-5252	○	○	○
さなえステーション	松山市一番町1丁目9-15	(089) 993-6917	○		○
佑心會 相談支援事業所	松山市福角町甲1582番地	(089) 911-8801	○	○	○
松山市児童発達支援センターひまわり園 相談支援事業所 ☆	松山市若草町8番地3	(089) 997-7966	○	○	
相談支援事業所 ウィルビィベース	松山市東方町甲2305番地1	(089) 993-7235	○	○	○
指定一般・特定相談支援事業所 まい ん	松山市三番町7丁目10-12 レイス三番町205号	(089) 948-8120	○		○
アシストジャパン 相談支援事業所	松山市南高井町1817番地1	(089) 975-4838	○	○	
イスト相談支援事業所	松山市東雲町2番地2 トータスビル3F	(089) 948-4037	○	○	
ケアサポートまつやま	松山市来住町1057番地1	(089) 990-3555	○	○	
指定特定相談支援事業所 みさけ	松山市味酒町2丁目9番9号	(089) 932-2775	○		
ひめプラン	松山市高砂町2丁目3番3号	(089) 925-0810	○		
社会福祉法人慈光会 ていれぎ荘	松山市水泥町405番地1	(089) 975-5558	○	○	
相談支援事業所 ひらい園	松山市平井町甲852番	(089) 970-4411	○	○	
しんわ相談支援事業所	松山市中野町甲589番地	(089) 963-1126	○	○	
指定特定相談支援事業所 SORA	松山市生石町477	080- 6284-8339	○		
相談支援事業所 ほっとねっと	松山市小坂2丁目2-20	(089) 907-8030	○		○
相談支援事業所 ころ塾	松山市大街道三丁目2番地16	(089) 931-5561	○		○

名 称	所 在 地	電話番号	特	児	一
日野学園指定相談支援事業所	松山市拓川町3番44号	(089) 921-9621	○	○	
指定相談支援事業所 夢ポケット	松山市姫原3丁目1-26	(089) 924-8989	○	○	
awc 相談支援センター	松山市柳原340-2	(089) 995-8010	○		
libero	松山市桑原2丁目5番5	070-5689- 8202	○	○	
株式会社 トラスト社会福祉事務所	松山市高砂町4丁目96番地	(089) 925-6390	○	○	○
相談支援事業所 elm	松山市姫原3丁目9-42	(089) 904-1230	○	○	
シェア	松山市福音寺町535番地1	(089) 997-7196	○	○	
ほほえみ特定相談支援事業所	松山市道後町2丁目12番11号	(089) 922-7486	○	○	
天使園 指定相談支援事業所	松山市中野町甲800番地	(089) 963-8700	○	○	
松山相談支援センター	松山市平井町甲3250番地5	(089) 993-6774	○	○	
済生会介護支援センター姫原	松山市姫原一丁目1656番地	(089) 926-8388	○		
特定相談支援事業所ワークメイト	松山市土居田町293番地1	(089) 909-3785	○		
特定相談支援事業所 ひかり	松山市空港通2丁目18-7	080-9193- 2513	○	○	
ねこやなぎ	松山市南斎院町1112番地4	(089) 916-9429	○	○	
相談支援事業所 うさぎの里	松山市中村5丁目9-16	(089) 961-4183	○	○	
相談支援事業所 ee-smile	松山市南斎院町835番地1	(089) 989-5530	○	○	
相談支援事業所ソレイユ	松山市祇園町1番45号	(089) 913-8222	○	○	
指定特定相談支援事業所 あずみ	松山市山越2丁目8-22	(089) 924-2877	○		
ミライ計画	松山市吉藤3丁目4番6号 ソーシャルビル2階	(089) 911-2655	○	○	
指定相談支援事業所ささえる	松山市松ノ木1丁目1-3 CANPLAZA 大森 101	(089) 909-6412	○	○	○
相談支援事業所 PROSGROW	松山市一番町2丁目5番地14 丸菱ビル603号室	(089) 961-1956	○	○	
相談支援事業所てらす	松山市平井町甲2293番4	(089) 968-1385	○	○	
あいほ福祉相談センター	松山市御幸2丁目6-45 グランセル松山306	(089) 904-2737	○	○	
つなぐ	松山市朝生田町三丁目8番15号	(089) 910-6161	○	○	

名 称	所 在 地	電話番号	特	児	一
相談支援事業所ほわいと	松山市中村3丁目1番9号	(089) 913-0913	○		○
相談支援事業所ラリマー	松山市山越2丁目1番28号 M企画山越ビル3階	(089) 989-7887	○	○	
芽育ぴらん	松山市日の出町10番72号	080 3189-1885	○	○	
指定相談支援事業所 HARUTA	松山市清水町2丁目21-3 渡部マンション2F	(089) 906-8460	○	○	○
指定相談支援事業所 夢々	松山市北吉田町1210番地1	(089) 954-3404	○	○	
相談支援事業所 みのり	松山市余戸中三丁目10番35号 306号	(089) 909-8186	○	○	
COMPASS サポート松山	松山市富久町300-2 松山西ハイツ101	080 3000-8034	○	○	
相談支援事業所 かめ	松山市勝山町2丁目155番地1 メゾンドール勝山205号	(089) 961-1401	○	○	
LAGOM	松山市富久町439番地1	(089) 994-5393	○	○	
相談支援事業所一孝一	松山市東石井6丁目5-12 グランドハイム東石井606	090 4335-8288	○	○	○
相談支援事業所 あさがお	松山市桑原2丁目13番18号	080 9837-9310	○		○
社会福祉法人東温市社会福祉協議会	東温市見奈良490番地1	(089) 955-5535	○	○	○
相談支援事業所 さくら	東温市北方3051番地2	(089) 966-5717	○	○	
指定特定相談支援事業所 コミュサ ポ・かぜ	東温市北方甲2164番地2	(089) 909-5272	○	○	
指定特定相談支援事業所 三恵ホー ム	東温市則之内甲2819	(089) 907-1588	○		
指定特定相談支援事業所菜の花	伊予郡松前町大字神崎578番地1	(089) 984-7366	○		
松前社協相談支援事業所みどり	伊予郡松前町大字筒井710番地1	(089) 985-2121	○		○
親愛福祉相談所	伊予郡松前町大字徳丸字天王 1338番	(089) 961-6916	○	○	
相談支援事業所 砥部町社協	伊予郡砥部町宮内1369番地	(089) 962-7100	○		
特定相談支援事業所 ぷちすてっぷ	伊予郡砥部町高尾田731番地1 ワンモアトライ202号	090-5145- 8851	○	○	
和泉蓮華会障がい者 特定相談支援事業所 砥部	伊予郡砥部町重光278番地	(089) 905-8228	○		
特定相談支援事業所 ひだまり	伊予郡砥部町高尾田154番地	(089) 907-2252	○	○	
相談支援センター ふぁみすて	伊予市森甲6番地1	(089) 989-5780	○	○	○
指定相談支援事業所くりのみ	伊予市中山町出淵2番耕地120 番地1	(089) 967-1460	○	○	○

名 称	所 在 地	電話番号	特	児	一
指定相談支援事業所 伊予くじら	伊予市上吾川甲 1038 番 3	(089) 982-7839		○	
伊予市社協指定相談支援事業所	伊予市米湊 723 番地 1	(089) 983-6224	○	○	○
久万高原町社会福祉協議会指定 相談支援事業所	上浮穴郡久万高原町上黒岩 2920 番地 1	(0892) 56-0750	○	○	
久万高原町社会福祉協議会指定一般 相談支援事業所	上浮穴郡久万高原町上黒岩 2920 番地 1	(0892) 56-0750			○
指定相談支援事業所ぽっかぽか	上浮穴郡久万高原町久万 155 番地 2	(0892) 21-0305	○	○	
相談支援事業所大洲育成園 ☆	大洲市市木 1215 番地	(0893) 25-5251	○	○	
障がい者相談支援事業所大洲ホーム	大洲市春賀甲 1688 番地	(0893) 26-1250	○	○	
障害者相談支援事業所 あゆむ苑	大洲市東大洲 306 番地	(0893) 50-8033	○	○	○
相談支援事業所 TSUNAGU〜つなぐ〜	大洲市平野町野田 1514 番地	(0893) 23-9366	○	○	○
和泉蓮華会障がい者特定相談支援 事業所 八幡浜	八幡浜市松柏乙 648-1	(0894) 29-1313	○	○	
相談支援事業所 地域活動支援センター くじら	八幡浜市五反田 1 番耕地 106	(0894) 24-6750	○	○	○
あさひみらいしょうがい者・児相談支 援センター	八幡浜市仲之町 358 番地 1	(0894) 21-2222	○	○	
相談支援事業所 あすなろ	八幡浜市 93 番地 7	(0894) 21-4478	○	○	○
内子町障害者地域活動支援センター かいと	喜多郡内子町五十崎甲 1288	(0893) 59-2137	○	○	○
福祉サービス相談支援事業所 うちこ工房	喜多郡内子町五十崎甲 1743-4	(0893) 59-2929	○	○	
指定相談支援事業所 ワークいかた	西宇和郡伊方町九町 6 番耕地 840 番地の 1	(0894) 39-1070	○	○	○
相談支援事業所こすもす	西予市野村町野村 12 号 446 番地	(0894) 89-4165	○	○	○
相談支援事業所希望の森 ☆	西予市宇和町小野田 1295	(0894) 62-5500	○	○	
地域活動支援センター柿の木	宇和島市柿原 1128 番地 1	(0895) 20-0901	○	○	○
相談支援センター豊正園 ☆	宇和島市三浦東 4122 番地 4	(0895) 29-0061	○	○	
宇和島市障害者地域活動支援センタ ーグリーン工房	宇和島市津島町高田甲 16 番地 1	(0895) 20-8277	○	○	○
相談支援事業所 八つ鹿工房	宇和島市和霊元町 2 丁目 4 番 2 7 号	(0895) 25-0725	○	○	
相談支援事業所 はーと	宇和島市津島町高田甲 2023 番 地 9	(0895) 49-6884	○	○	
相談支援事業所 あいか	宇和島市三間町黒井地 1594 番 地 23	(0895) 58-1120	○	○	

名 称	所 在 地	電話番号	特	児	一
相談支援事業所あえる宇和島	宇和島市和霊元町1丁目6番20号	080-6386-8077	○	○	
相談支援事業所なないろ	北宇和郡松野町豊岡3011-16	(0895) 20-5722	○	○	
相談支援センター まつの	北宇和郡松野町豊岡4599番地2	(0895) 42-2211	○	○	
南愛媛療育センター相談支援事業所 ☆	北宇和郡鬼北町永野市1607番地	(0895) 45-1101	○	○	○
叶う	北宇和郡鬼北町近永79番地	(0895) 45-3140	○	○	
地域活動支援センターいろいろ	南宇和郡愛南町城辺甲204番地1	(0895) 70-1070	○	○	○
愛南町障がい者(児)相談支援センター	南宇和郡愛南町城辺甲2420番地	(0895) 72-1212	○	○	
愛南町社協相談支援事業所	南宇和郡愛南町御荘菊川1157番地	(0895) 73-7771	○		
指定特定相談支援事業所いちごの里	南宇和郡愛南町中川1410番地1	(0895) 84-3346	○	○	
指定障害児者相談支援事業所ままと	南宇和郡愛南町一本松3473番地2	090-9553-8853	○	○	
指定特定障害児者相談支援事業所 愛南の風	南宇和郡愛南町中浦774番地	090-8944-3777	○	○	

(11) 児童発達支援センター

地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応するための支援を行っています。

名 称	住 所	電 話	F A X
児童発達支援センター あゆみ学園	松山市余戸南6丁目6-9	089-972-0999	
指定多機能型事業所 くるみ園	松山市福角町甲1285-1	089-979-5026	089-979-5027
松山市児童発達支援センターひまわり園	松山市水泥町368-1	089-970-3711	089-970-3858
児童発達支援センター天使園	松山市中野町甲800	089-963-8700	089-963-8701
ひよこ園事業	今治市石井町4丁目3-53	0898-32-9692	0898-36-1721
今治市子育て応援ステーションばんび	今治市宮ヶ崎甲690-1	0898-52-7455	0898-52-7456
西条市社会福祉協議会児童発達支援センターひまわり	西条市石田339-1	0898-65-6144	0898-55-8821
児童発達支援センター 伊予くじら	伊予市上吾川1038-3	089-982-7839	089-982-7840
四国中央市児童発達支援センター	四国中央市下柏町749-2	0896-28-6026	

(12) 虐待通報・相談窓口

障害者虐待防止法に基づき、障がい者に対する虐待の防止や対応の窓口が設置されています。

障害者虐待防止法では、障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した人が、速やかに市町又は県に通報しなければならないことを義務付けています。

愛媛県内市町障がい者虐待防止センター連絡先

※家庭・障がい者福祉施設・職場における虐待の通報・届出は、各市町のセンターで受け付けます。

名 称	電 話	F A X	休日・夜間の連絡先
松山市障がい者虐待防止センター (松山市障がい福祉課)	089-948-6849	089-932-7553	089-948-6849
今治市障がい者虐待防止センター (今治市基幹相談支援センター)	0898-22-6017	0898-22-8441	0898-22-6017
宇和島市障がい者虐待防止センター (宇和島市福祉課障がい福祉係)	0895-24-1111	0895-24-1160	0895-24-1111
八幡浜市障害者虐待防止センター (八幡浜市社会福祉課)	0894-22-3111	0894-24-7700	0894-22-3111
新居浜市障がい者虐待防止センター (まさき育成園)	0897-41-6191	0897-41-6276	0897-41-6191
西条市障がい者虐待防止センター (西条市社会福祉課)	0897-52-1214	0897-52-1294	0897-56-5151
大洲市障がい者虐待防止センター (大洲市社会福祉課)	0893-24-1758	0893-24-0961	0893-24-2111
伊予市障害者虐待防止センター (伊予市福祉課)	089-982-1121	089-983-3354	089-982-1111
四国中央市障がい者虐待防止センター (四国中央市生活福祉課)	0896-28-6023	0896-28-6172	0896-28-6000
西予市障害者虐待防止センター (西予市福祉課)	0894-62-6428	0894-62-3055	0894-62-5500 (相談支援事業所 希望の森)
東温市障がい者虐待防止センター (東温市社会福祉協議会)	089-907-2755	089-955-5766	089-964-2001 (東温市役所)
上島町役場 (上島町住民課)	0897-77-2500	0897-77-4011	0897-77-2500
久万高原町障害者虐待防止センター (久万高原町保健福祉課)	0892-21-1111	0892-21-2860	0892-21-1111
松前町障がい者相談支援センター (松前町福祉課)	089-985-4112	089-984-8951	089-985-2111
砥部町障害者虐待防止センター (砥部町介護福祉課)	089-962-7255	089-962-6820	089-962-7255
内子町障害者虐待防止センター (内子町保健福祉課)	0893-44-6154	0893-44-4116	0893-44-2111

名 称	電 話	F A X	休日・夜間の連絡先
伊方町障害者虐待防止センター (指定相談支援事業所ワークいかた)	0894-39-1070	0894-39-1060	0894-39-1070
松野町障害者虐待防止センター (松野町保健福祉課)	0895-42-0708	0895-42-1550	0895-42-1111
鬼北町障害者虐待防止センター (鬼北町町民生活課)	0895-45-1111	0895-45-1119	0895-45-1111
愛南町障害者虐待防止対応窓口 (愛南町保健福祉課)	0895-72-1212	0895-70-1777	0895-72-1211

愛媛県障がい者権利擁護センター連絡先

※職場における虐待の通報・届出は、県のセンターでも受け付けます。

※広域専門相談員を配置し、障がい者差別解消支援に係る相談業務も行っています。

名 称	住 所	電 話	F A X
愛媛県障がい者権利擁護センター	松山市本町7丁目2番地 愛媛県総合保健福祉センター内	089-911-2177	089-911-2181



(13) 高次脳機能障害支援相談窓口

病気や事故などで脳に損傷を受け、複雑な情報処理がしにくくなる症状を「高次脳機能障害」といい、例えば、新しいことを覚えにくい、気が散りやすい、計画や予定を立てにくい、感情が不安定になりやすいなどのような症状が見られる場合があります。

外見からは分かりにくく、「見えない・隠れた・わかりにくい障がい」とも呼ばれ、どんな症状が、どのように現れるのかは人それぞれ異なります。

詳しくは、下記医療機関や保健所にご相談ください。

名 称	所在地	電話番号
松山リハビリテーション病院 〈高次脳機能障害支援室〉	松山市高井町 1211 番地	089-975-7431 (代表) 089-975-7427 (支援室直通)
H I T O病院 〈地域医療介護連携課〉	四国中央市上分町 788 番地 1	0896-29-5704
済生会西条病院 〈医療相談室〉	西条市朔日市 269-1	0897-55-5100
片木脳神経外科	今治市別名 274 番地	0898-22-1102
伊予病院 〈医療福祉支援センター〉	伊予市八倉 906 番地 5	089-983-6877
大洲中央病院 〈地域医療連携室〉	大洲市東大洲 5 番地	0893-24-4551
市立宇和島病院 〈地域連携室〉	宇和島市御殿町 1 番 1 号	0895-25-1111

3 障がい者手帳

(1) 身体障害者手帳

身体に一定の障がいがある方は、身体障害者手帳の交付を受けることにより各種の支援を受けることができます。

手帳の等級は、1～6級に区分され、数字が小さいほど障がい重いことを表しています。福祉総合支援センターで審査を行い、身体上の障がいがあると認められた方に交付されます。

交付申請（*松山市を除く）

提出する書類

- 交付申請書
- 知事等が指定する医師の診断書・意見書
- 本人の写真（縦4cm×横3cm 申請日前6カ月以内に撮影したもの）
- マイナンバーの確認できるもの

提出先

お住まいの市福祉事務所、町役場（→P9,10）

注意点

- 利用できる福祉サービスは、手帳の障がい名や障がい等級などにより異なります。
- 障がいの程度が変わった場合は程度変更の手続きが必要です。
- 氏名や居住地等に変更がある場合には、市福祉事務所又は町役場福祉担当課へ届け出が必要です。
- 県外へ転出する場合、手帳を返還する必要はありませんが、新居住地の市福祉事務所又は町役場福祉担当課へ住所変更の届け出が必要です。
- 手帳の交付を受けた方が亡くなった場合は、居住地の市福祉事務所又は町役場福祉担当課へ手帳を返還してください。

*松山市にお住まいの方

松山市については市が単独で身体障害者手帳の発行を行っています。

交付申請に必要なもの

- 身体障害者（児）手帳交付申請書
- 身体障害者診断書意見書
- 顔写真1枚（縦4cm×横3cm 3カ月以内に撮影したもの）
- 健康保険証
- マイナンバーの確認できるもの

手帳交付申請の詳しい内容については、松山市障がい福祉課にお問い合わせください。
(TEL：089-948-6369、FAX：089-932-7553)



(2) 療育手帳

知的障がいのある方は、療育手帳の交付を受けることにより各種の支援を受けることができます。手帳の障がい程度は、A又はBに区分され、Aの方が障がい重いことを表しています。

福祉総合支援センター又は東予子ども・女性支援センター並びに南予子ども・女性支援センターで知的障がいと判定された方に交付されます。

交付申請

提出する書類

- ・ 交付申請書
- ・ 療育手帳交付（確認）申請調書
- ・ 本人の写真（縦 4cm×横 3cm）
- ・ マイナンバーの確認できるもの

提出先

お住まいの市福祉事務所、町役場（→P9,10）

注意点

- 手帳保持者は、障がい程度を確認を受けるため、手帳記載の「次の判定年月」の前月までにその確認の申請が必要です。
- 利用できる福祉サービスは、障がいの程度などにより異なることがあります。
- 氏名や居住地等に変更がある場合には、市福祉事務所又は町役場福祉担当課へ届け出が必要です。
- 県外へ転出する場合、手帳を返還する必要はありませんが、新居住地の市福祉事務所又は町役場福祉担当課へ住所変更の届け出が必要です。
- 手帳の交付を受けた方が亡くなった場合は、居住地の市福祉事務所又は町役場福祉担当課へ手帳を返還してください。

(3) 精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障がいの状態にある方は、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けることにより各種の支援を受けることができます。

手帳の等級は、1～3級に区分され、数字が小さいほど障がい重いことを表しています。

交付申請

提出する書類

- ・ 交付申請書
- ・ 本人の写真（縦 4cm×横 3cm 申請日前1年以内に撮影したもの）
（入院中等により写真撮影が困難等特別な事情がある場合には不要。）
- ・ ①か②どちらかの書類
 - ① 精神障がいの診断又は治療に従事する医師の診断書
 - ② 精神障がいの障害年金受給者は、障害年金証書又は年金振込（支払）通知書若しくは特別障害給付金受給資格者証又は国庫金振込（送金）通知書の写し
- ※②の場合、年金事務所等に照会するため同意書が必要。
- ・ マイナンバーの確認できるもの

提出先

お住まいの市福祉事務所（松山市の方は松山市保健所）、町役場（→P9,10）

注意点

- 利用できる福祉サービスは、障がい等級などにより異なることがあります。
- 障がいの程度が変わった場合は程度変更の手続きが必要です。
- 氏名や居住地等に変更がある場合には、市福祉事務所又は町役場福祉担当課へ届け出が必要です。
- 県外へ転出する場合、新居住地の市福祉事務所又は町役場福祉担当課へ旧居住地で発行された手帳の返還及び住所変更の届け出が必要です。
- 手帳の交付を受けた方が亡くなった場合は、居住地の市福祉事務所（松山市の方は松山市保健所）又は町役場福祉担当課へ手帳を返還してください。
- 手帳の有効期限は2年ですので、2年ごとに更新の手続きが必要です。
更新は、有効期限の3カ月前から申請できます。



(4) 身体障害者障害程度等級表

身体障害者福祉法施行規則別表第5号

級 別		1 級	2 級	
視 覚 障 害		視力の良い方の眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(I/4視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(I/2視標による。以下同じ。)が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	
障害 平衡 機能 又は	聴 覚 障 害		両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)	
	平衡機能障害			
音声機能、言語機能、又はそしゃく機能障害				
肢 体 不 自 由	上 肢	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 1上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 1上肢の機能を全廃したもの	
	下 肢	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	
	体 幹	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	不随意運動、失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動、失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの
		移動機能	不随意運動、失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動、失調等により歩行が極度に制限されるもの
	若しくは心臓・じん臓・呼吸器又はぼうこう又は直腸機能障害 若しくは肝臓の機能の障害 若しくは小腸機能障害 若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	心 臓 機 能 障 害	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	
じん臓機能障害		じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		
呼吸器機能障害		呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		
ぼうこう又は直腸機能障害		ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		
小腸機能障害		小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	
肝 臓 機 能 障 害		肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	

級 別		3 級		4 級		
視 覚 障 害		1 視力の良い方の眼の視力が 0.04 以上 0.07 以下のもの（2 級の 2 に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度が 56 度以下のもの 4 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの		1 視力の良い方の眼の視力が 0.08 以上 0.1 以下のもの（3 級の 2 に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下のもの 3 両眼開放視認点数が 70 点以下のもの		
平衡機能障害 聴覚又は	聴覚障害	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）		1 両耳の聴力レベルが 80 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話言葉を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50% 以下のもの		
	平衡機能障害	平衡機能の著しい障害				
音声機能、言語機能、又はそしゃく機能障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害		
肢 体 不 自 由	上 肢		1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 1 上肢の機能の著しい障害 4 1 上肢のすべての指を欠くもの 5 1 上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 1 上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか 1 関節の機能を全廃したもの 4 1 上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 1 上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて 1 上肢の 3 指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて 1 上肢の 3 指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて 1 上肢の 4 指の機能の著しい障害		
	下 肢		1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 1 下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの 3 1 下肢の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 1 下肢を下腿の 2 分の 1 以上で欠くもの 4 1 下肢の著しい障害 5 1 下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 1 下肢が健側に比して 10cm 以上又は健側の長さの 10 分の 1 以上短いもの		
	体 幹		体幹の機能障害により歩行が困難なもの			
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	不随意運動、失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの		不随意運動、失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
		移動機能	不随意運動、失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの		不随意運動、失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	若しくは肝臓の機能の障害 心臓・じん臓・呼吸器又はぼうこう 若しくは直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫	心臓機能障害		心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの		心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
じん臓機能障害		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの		じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
呼吸器機能障害		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの		呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
ぼうこう又は直腸機能障害		ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの		ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
小腸機能障害		小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの		小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		
肝臓機能障害		肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）		肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		

級 別		5 級	6 級
視 覚 障 害		1 視力の良い方の眼の視力が 0.2 かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの 2 両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が 56 度以下のもの 4 両眼開放視認点数が 70 点を超えかつ 100 点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの	視力の良い方の眼の視力が 0.3 以上 0.6 以下かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの
聴 覚 障 害			1 両耳の聴カレベルが 70 デシベル以上のもの（40cm 以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2 1 側耳の聴カレベルが 90 デシベル以上、他側耳の聴カレベルが 50 デシベル以上のもの
平衡機能障害		平衡機能の著しい障害	
音声機能、言語機能、又はそしゃく機能障害			
肢 体 不 自 由	上 肢	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 1 上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか 1 関節の機能の著しい障害 3 1 上肢のおや指を欠くもの 4 1 上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 1 上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて 1 上肢の 3 指の機能の著しい障害	1 1 上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて 1 上肢の 2 指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて 1 上肢の 2 指の機能を全廃したもの
	下 肢	1 1 下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 1 下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 1 下肢が健側に比して 5cm 以上又は健側の長さの 15 分の 1 以上短いもの	1 1 下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 1 下肢の足関節の機能の著しい障害
	体 幹	体幹の機能の著しい障害	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能 不随意運動、失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの 移動機能 不随意運動、失調等により社会における日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動、失調等により上肢の機能の劣るもの 不随意運動、失調等により移動機能の劣るもの
	心臓機能障害		
若しくは肝臓の機能の障害 若しくは直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫 心臓・じん臓・呼吸器又はぼうこう じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害 小腸機能障害 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 肝臓機能障害	じん臓機能障害		
	呼吸器機能障害		
	ぼうこう又は直腸機能障害		
	小腸機能障害		
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		
	肝臓機能障害		

級 別		7 級	備 考	
視 覚 障 害				
聴覚又は平衡機能障害	聴 覚 障 害			
	平衡機能障害			
音声機能、言語機能、又はそしゃく機能障害				
肢 体 不 自 由	上 肢	1 1 上肢の機能の軽度の障害 2 1 上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか 1 関節の機能の軽度の障害 3 1 上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて 1 上肢の 2 指の機能の著しい障害 5 1 上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 1 上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 同一の等級について 2 つの重複する障害がある場合は 1 級上の級とする。ただし、2 つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。 2 肢体不自由においては、7 級に該当する障害が 2 以上重複する場合は 6 級とする。 3 異なる等級について 2 以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第 1 指骨間関節以上を欠くものとする。 5 「指の機能障害」とは、中手指関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害を含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。	
	下 肢	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 1 下肢の機能の軽度の障害 3 1 下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか 1 関節の機能の軽度の障害 4 1 下肢のすべての指を欠くもの 5 1 下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 1 下肢が健側に比して 3cm 以上又は健側の長さの 20 分の 1 以上短いもの		
	体 幹			
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能		上肢に不随意運動、失調等を有するもの
		移動機能		下肢に不随意運動、失調等を有するもの
心臓・じん臓・呼吸器又はぼうこう若しくは直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	心 臓 機 能 障 害			
	じん臓機能障害			
	呼吸器機能障害			
	ぼうこう又は直腸機能障害			
	小腸機能障害			
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害			
	肝 臓 機 能 障 害			

4 自立支援

障がい者の自立を支援するために国及び地方公共団体は次のような事業を行っています。

(1) 自立支援に関する事業

支援の種類	内 容	経 費	申 込 先
巡回歯科検診	歯科巡回診療車「こまどり号」を心身障がい者(児)施設へ派遣して、歯科検診等を行う。	検診は無料 診療は有料	一般社団法人 愛媛県歯科医師会 TEL： 089-932-5047
心身障害者(児) 歯科診療所	愛媛県口腔保健センターで原則火曜日、水曜日、金曜日に診療。	有料	
補装具費の支給	身体上の障がいを補うための補装具の交付、修理に係る費用を支給する。 〔補装具の種類〕 視覚障がい……………視覚障害者安全つえ、 義眼、眼鏡 聴覚障がい……………補聴器 肢体不自由……………義肢、装具、車いすなど	支給費の1割を 自己負担 (所得に応じた 上限設定あり)	市福祉事務所 又は町役場 [P9,10]
軽度・中等度難聴児 補聴器購入助成事 業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の成長期における言語能力の健全な発達やコミュニケーション力の向上を目的とし、補聴器の購入に係る費用を助成する。	基準額の1/3を 自己負担	

(2) 自立支援医療

支援の種類	内 容	経 費	申 込 先
育成医療	障がいを軽くしたり取り除いたりするための医療費を支給する。 ※ 受給者証に記載された指定自立支援医療機関での対象医療に限る。	医療費の1割を自己負担 (所得に応じた上限設定あり)	市福祉事務所又は 町役場 [P9,10]
更生医療			
精神通院医療			市福祉事務所又は 町役場(松山市は市 保健所) [P9,10]

(3) 地域生活支援事業

支援の種類	内 容	経 費	申 込 先
日常生活用具給付等事業	障がい者等が日常生活をより円滑に送れるよう、入浴補助具、便器、特殊寝台、電気式たん吸入器、通信装置、情報受信装置、ストーマ装具等の給付又は貸与を行う。	自己負担額は、事業の実施主体となる市町により異なる。	市福祉事務所 又は町役場 [P9,10]
意思疎通支援事業	聴覚、言語・音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者(児)が、他者との意思疎通を円滑に行えるよう手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行う。		
移動支援事業	障がい者(児)で市町が外出時に移動の支援が必要と認められた者に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。		

※他にも障がい者(児)が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう様々な事業が行われています。

(4) その他

支援の種類	内 容	経 費	申 込 先
重度心身障がい者(児)に対する医療費の助成	<p>重度心身障がい者(児)の医療費のうち医療保険の自己負担分を助成する。 ※療養介護医療は対象外。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【重度心身障がい者(児)の対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 1～2 級の方 ・IQ35 以下の知的障がい者(児)の方 ・身体障害者手帳 3～6 級かつIQ50 以下の重複障がい者(児)の方 </div>	無料	<p>市福祉事務所 又は町役場 [P9,10]</p> <p>※以下の市町について担当課は次のとおり</p> <p>今治市：保険年金課 八幡浜市：市民課 西条市：国保医療課 大洲市：市民課 伊予市：市民課 四国中央市：国保医療課 砥部町：保険健康課 愛南町：町民課</p>

支援の種類	内 容	経 費	申 込 先
難病に対する医療費の助成	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき指定される指定難病について、医療費の経済的な負担が大きい患者を支援する。	所得状況により、自己負担額は異なる。	各市町を管轄する保健所 [P10] ※松山市在住で新規申請以外の方の連絡先は次のとおり 【愛媛県難病医療事務センター】 TEL：089-926-7707
小児慢性特定疾病に対する医療費の助成	小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、医療費の自己負担分の一部を助成する。	所得状況により、自己負担額は異なる。	各市町を管轄する保健所 [P10]



5 施設・事業所の利用

(1) 障害福祉サービス事業所・施設等

家庭での生活が難しい場合、自立を目指して専門の支援を受けたい場合及び障がいのために就労が難しい場合などに施設や事業所提供するサービスを利用することができます。

個別の指定障害福祉サービス事業所・施設については、平成30年度から「障害福祉サービス等情報公表制度」が創設されたことに伴い、WAMNET（福祉・保健・医療の総合情報サイト）が提供する「障害福祉サービス等情報検索」に掲載されています。

<https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/>

また、県内の一部の障害福祉サービスを提供している事業所又は施設については、愛媛県障がい福祉課ホームページにも掲載しております。

https://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/syougai/ken_shi/index.html

障害福祉サービスの利用に関するご相談については、お住まいの市役所又は町役場までお問い合わせください。サービス内容については、障害福祉サービスはP3～、障害児支援サービスはP6～をご覧ください。

(2) その他障がい者のための施設

■ 身体障害者福祉センター

自立に必要な各種の相談に応じると共に、機能回復訓練や、スポーツ、レクリエーションの指導及び支援を行うなど、総合的に障がい者の福祉の増進を図る事業を行います。

施設名	所在地	設置主体	電話番号
愛媛県身体障がい者福祉センター	松山市道後町 2-12-11	愛媛県	TEL：089-924-2101 FAX：089-923-3717
新居浜市障がい者福祉センター	新居浜市庄内町 1-14-18	新居浜市	TEL：0897-33-3341 FAX：0897-37-1710
今治市障害者福祉センター のぞみ苑	今治市石井町4丁目 3番53号	今治市	TEL：0898-22-0264 FAX：0898-22-0264
松山市身体障害者福祉センター	松山市若草町8-2	松山市	TEL：089-921-2151 FAX：089-921-2152
宇和島市障害者福祉センター むつみ荘	宇和島市御殿町 8-19	宇和島市	TEL：0895-22-3988 FAX：0895-22-3988

■ 障がい者更生センター

障がい者又はその家族に対し、宿泊、レクリエーションその他休養のための便宜を供与する施設です。

施設名	所在地	設置主体	電話番号
愛媛県障がい者更生センター 道後友輪荘	松山市道後町2-12-11	愛媛県	TEL：089-925-2013 FAX：089-925-2086

■ 点字図書館、視聴覚障害者情報提供施設

無料又は低額な料金を、点字刊行物及び視覚障がい者用の録音物の貸出しや、聴覚障がい者用の録画物等の製作及び貸出しなどの事業を行います。

施設名	所在地	設置主体	電話番号
愛媛県視聴覚福祉センター	松山市本町6-11-5	愛媛県	TEL：089-923-9093 FAX：089-923-9224



6 社会参加推進のための支援

(1) 視覚障がい者支援

事業の種類		内容	申込
点訳奉仕員養成事業		視覚障がい者の福祉の増進を図るため点訳奉仕員を養成する。	視聴覚福祉センター 〔P34〕
音訳奉仕員養成事業		視覚障がい者の福祉の増進を図るため音訳奉仕員を養成する。	
点字広報等発行事業		県の広報誌等を点字及び音声にして視覚障がい者に提供する。	
点字即時情報ネットワーク事業		視覚障がい者に対し、日本視覚障害者団体連合が入力した点字情報をパソコン通信ネットワークを用いて出力し、毎日配布する。(土、日、祝祭日を除く。)	
生活訓練事業 視覚障がい者	在宅視覚障がい者点字講習事業	点字の指導を希望する視覚障がい者に対し、点訳奉仕員等が居宅を訪問してマンツーマンで指導を行う。	視覚障害者協会 〔P75〕
	視覚障がい者家庭生活訓練事業	中途視覚障がい者に対し、家庭生活に必要な各種の能力について訓練を実施する。	
	中途視覚障がい者歩行訓練事業	中途視覚障がい者に対し、講師が居宅を訪問してマンツーマンで歩行訓練を実施する。	

(2) 聴覚・言語障がい者支援

事業の種類		内容	申込
意思疎通支援事業		手話通訳者や要約筆記者を派遣するほか、手話通訳者を設置する。	市役所・町役場 〔P9,10〕
手話奉仕員・手話通訳者養成事業		聴覚障がい者等との意思疎通手段である手話について、手話奉仕員及び手話通訳者を養成する。	市役所・町役場 〔P9,10〕 又は視聴覚福祉センター 〔P34〕
要約筆記奉仕員・要約筆記者養成事業		手話の習得が困難な中途聴覚障がい者・難聴者等との意思疎通手段である要約筆記について、要約筆記奉仕員及び要約筆記者を養成する。	
手話通訳者設置事業		愛媛県視聴覚福祉センターに手話通訳者を設置し聴覚障がい者の意思疎通を支援する。	
字幕入り映像ライブラリー運営事業		聴覚障がい者に対し字幕入り映像の貸出しを行う。(要登録、1回につき3本まで)	視聴覚福祉センター 〔P34〕
音声機能障がい者発声訓練及び指導者養成事業		音声機能障がい者に対し、発声訓練を行い社会復帰の促進を図るとともに指導者を養成する。	愛声会 〔P75〕
難聴者相談訓練事業		難聴者に対し補聴器の装用訓練・生活指導を行う。	難聴者協会 〔P75〕

(3) 共通支援

事業の種類	内容	申込
身体障がい者生活行動訓練事業	点字、手話等の講習会、更生訓練講座等を組織的に行うことにより、在宅障がい者の福祉の増進を図る。	視覚障害者協会 又は聴覚障害者協会 〔P75〕
身体障がい者福祉活動推進事業	身体障害者相談員の指導にあたる身体障がい者福祉活動推進員を設置し、相談員の資質の向上を図る。	障がい者社会参加推進センター 〔P76〕
障害者週間推進事業	障害者週間（12月3日～9日）に関連した啓発活動行事を行い、障がい者に対する理解と認識を深める。	
障がい者パソコンボランティア養成・派遣事業	障がい者の方がパソコン機器等を使用する際に、支援することができるパソコンボランティアを養成するとともに、重度の視覚障がい者や上肢不自由者の要請に応じて派遣する。	視覚障害者協会 〔P75〕
愛媛県障がい者スポーツ大会	障がい者の社会参加を促進するため、陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球（サウンドテーブルテニス含む）、フライングディスク、ボウリング、ボッチャ、バレーボール（精神）を競技種目とする障がい者スポーツ大会を開催する。	在籍する学校又は施設 在宅の場合は市役所・町役場 〔P9,10〕
障がい者スポーツ講習事業	障がい者スポーツの技術やルール、基本プレーなど、障がい者の特性に応じた講習を行い、スポーツを通じた健康の増進と社会参画を促進する。	県身体障がい者福祉センター 〔P34〕
身体障害者補助犬給付事業	重度の身体障がい者に対し、厚生労働大臣が指定した法人から認定を受けた補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を給付する。	市役所・町役場 〔P9,10〕
障がい者芸術文化活動推進事業	障がい者の芸術文化活動を支援する拠点として「愛媛県障がい者アートサポートセンター」を設置し、相談支援や人材育成等を行うとともに、活動発表の場として「障がい者芸術文化祭」を開催する。	県障がい者アートサポートセンター 〔P12〕
えひめアビリンピック	障がい者が日ごろ培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障がい者に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ることを目的として、「えひめアビリンピック」を開催する。	(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構愛媛支部 高年齢・障害者業務課 〔P45〕

(4) 盲ろう者支援

事業の種類	内容	申込
盲ろう者通訳・ガイドヘルパー養成・派遣事業	盲ろう者（視覚・聴覚に重複して障がいのある方）のコミュニケーション及び外出時の移動を支援する通訳・ガイドヘルパーを養成し、要請に応じて派遣する。	NPO法人えひめ盲ろう者友の会〔P76〕

(5) その他

事業の種類	内容	申込
オストメイト社会適応訓練事業	オストメイト（人工肛門、人工ぼうこう造設者）に対しストマ用装具に関する講習・相談指導を行う。	えひめ互療会 〔P75〕

7 就労支援制度

(1) 障がい者への施策

1 自立支援給付で利用できる就労支援サービス

■ 訓練等給付

サービス名称	施策内容	取扱・問合せ先
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練を行う。	市福祉事務所 又は町役場 [P9,10]
就労継続支援A型	一般企業などでの就労が困難な方に雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行う。（雇用契約あり）	
就労継続支援B型	一般企業などでの就労が困難な方に就労や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行う。（雇用契約なし）	
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した方との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行う。	

2 支援体制

■ ハローワークによる支援

支援体制等名称	支援内容	取扱・問合せ先
職業相談・職業紹介	就職を希望する障がい者の求職登録を行い、専門の職員・職業相談員がケースワーク方式により、障がいの態様や適性・希望職種に依りて、職業相談・求人開拓・職業紹介・職場適応指導等を行う。トライアル雇用等の各種助成金制度を活用し、事業主に対して雇用管理上の配慮等について助言を行う。	ハローワーク [P44]
障害者就職面接会	就職を希望する障がい者と企業とが一堂に会する合同就職面接会を実施し、マッチングを促す。	
職業訓練受講給付金（求職者支援制度）	雇用保険を受給できない求職者の方がハローワークの支援指示により職業訓練を受講し、一定の支給要件を満たす場合に訓練期間中に訓練を受けやすくするための給付を受けすることができる制度（月額10万円）。	

■ 障害者職業センターによる支援

支援体制等名称	支援内容	取扱・問合せ先
職業相談・職業評価	障がい特性を整理し、今後の課題や職場への配慮事項などを把握し、就職・安定した職業生活の継続に向けての方向性（職業リハビリテーション計画の策定）を検討する。	(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構愛媛支部 愛媛障害者職業センター [P45]

支援体制等名称	支援内容	取扱・問合せ先
職業準備支援	各々に合った期間（最長 12 週間）や内容を設定・作業体験の他、就職活動や職業生活で参考になる講座の受講を通して就職の準備を行う。	(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構愛媛支部 愛媛障害者職業センター [P45]
ジョブコーチ（職場適応援助者）支援事業	ジョブコーチを事業所へ派遣し、障がいのある方や事業主に対して、雇用の前後を通じて障がい特性を踏まえた直接的・専門的な援助を行う。	
リワーク支援	うつ病等の精神疾患で休職している方を対象に、主治医と連携しながら職場復帰のためのウォーミングアップを行う（標準3ヶ月）。同時に在籍事業所に対しても支援を行い、円滑な復職に結び付ける。	
事業主支援	障がい者を雇用しようとする又は雇用している事業主に対して、雇用促進・雇用継続・職場復帰の各段階に応じた体系的かつ専門的な支援を行う。	

■ その他支援

支援体制等名称	施策内容	取扱・問合せ先
福祉・教育・医療から雇用への移行推進事業	障がい者本人の就労に対する不安や中小企業の障がい者雇用に関する不安を解消するため、労働局に専門のコーディネーターを配置し、関係機関と連携しつつ、職場実習・就労セミナー・事業所見学等を実施し、福祉・教育・医療から雇用への移行を推進する。	愛媛労働局 職業対策課 又はハローワーク [P44]
障害者トライアル雇用	障がいのある方を短期間（原則3カ月）試行的に受け入れることにより、事業主の障がい者雇用に対する不安を軽減すると共に障がい者雇用のきっかけをつくり、常用雇用への移行を促進する。	
障害者短時間トライアル雇用	精神障がい又は発達障がいのある方の障がい特性に鑑み、短時間の就労から始め、一定の期間をかけて、仕事や職場への適応状況等に合わせて徐々に就業時間を伸ばし、常用雇用への移行を目指す。（3カ月以上12カ月以内）	
障害者就業・生活支援センター	関係機関との連携により、障がい者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な相談支援等を行う。 （就業）就職に向けた準備支援、求職活動支援、職場定着支援など （生活）生活習慣形成、日常生活の自己管理、地域生活、生活設計に関する助言。	障害者就業・生活支援センター [P45]
訓練手当	ハローワークの指示により、公共職業訓練施設で行う職業訓練を受講する方に対して、一定の額を支給する。	ハローワーク （申請・支給は 県労政雇用課） [P44]
求人開拓員（ジョブサポーター）	障がい者委託訓練等の受入れ企業の開拓や就職後のアフターフォローを行う。	県労政雇用課 [P44]
障がい者職業訓練コーディネーター	障がい者委託訓練の委託先の開拓、受講生の募集、職業訓練のマッチングを行う。	

支援体制等名称	施策内容	取扱・問合せ先
障がい者職業訓練 コーチ	障がい者委託訓練の訓練生への、訓練前から訓練修了後までの専門的・総合的な支援を行う。	県労政雇用課 [P44]
障がい者訓練就労 支援員	障がい者委託訓練の訓練生に対し、カウンセリングなどの専門的な知識・手法を活かした、よりきめ細やかな生活相談や就労支援を行う。	
マッチングサポーターの設置	マッチングサポーターが障がい者雇用義務のある企業を訪問し、障がい者雇用についての理解促進を図るほか、障がい者の職場見学・実習及び就労の受入先を開拓し、障がい者と企業のマッチングを行う。	県産業人材課 [P44]
障がい者雇用現場 見学会	法定雇用率未達成企業等の人事担当者向けに、積極的に障がい者雇用に取り組んでいる企業の現場を見学する機会を提供し、障がい者雇用に取り組むきっかけづくりを行う。	
学生向け障がい者 WEB 合同就職説明会	障がいのある学生向けに合同就職説明会を開催し、職場実習や就職に繋がる機会を増やし、学生の就業意欲の醸成を図る。	
障がい者雇用創出 事業	障がい特性に応じた受入環境整備のための企業向けセミナーや専門家派遣、障がいのある求職者向けのスキルアップセミナーを実施するとともに、愛媛の公式求人・移住総合情報サイト「あのこの愛媛」に障がい者求人特設ページを開設し、障がい者雇用に係る成功事例や充実した求人情報を発信し、県内民間企業における障がい者雇用の促進を図る。	
特別支援学校による 職場体験としての 現場実習	高等部を設置する特別支援学校（9校）で、職場体験としての現場実習を実施。	県特別支援教育課 [P44]
キャリア教育・就 労支援充実事業	各特別支援学校にキャリア教育推進連絡協議会を設置し、労働・福祉等関係機関との連携強化を図るとともに、特別支援学校技能検定を実施し、特別支援学校生徒の働く力や意欲を高め、企業にアピールする。また、就労支援コーディネーターを配置し、特別支援学校の生徒の就労先・現場実習先の開拓や卒業生の職場定着支援を行うとともに、高等学校に在籍する障がいのある生徒の就労に関する相談に対応する。	
発達障がい者支援 センター	発達障がい者支援の地域の拠点として、労働関係機関との連携協力のもと、直接・間接に就労支援を行う。	発達障がい者支援センター あい♥ゆう [P11]
えひめチャレンジ オフィス	常時勤務による就労が困難な障がい者を対象に、民間企業等への就労（ステップアップ）を支援するため、県の会計年度任用職員（チャレンジ職員）として3年を上限に雇用し、就労経験を積む機会を提供する。	県人事課 県障がい福祉課 [P44]

3 能力開発支援

■ 障がい者委託訓練

支援体制等名称	施策内容	取扱・問合せ先
OA総務コース （精神障がい者対象）	精神障がいのある方で、ハローワークの受講斡旋を受けた方に、ワードやエクセルなどのOA関係スキルの習得とともに、実務で必要となる経理や簿記等のスキルや他人とのコミュニケーション能力などの「ソーシャルスキル」の習得のための訓練を行う。	ハローワーク 又は愛媛中央産業技術専門校・愛媛中央産業技術専門校（松山駐在） [P44]

支援体制等名称	施策内容	取扱・問合せ先
OA総務コース (発達障がい者対象)	発達障がいのある方で、ハローワークの受講斡旋を受けた方に、ビジネスマナーやコミュニケーションスキルの習得・向上、パソコンソフトの基本・応用操作の訓練のほか、本人の適性に応じた基礎的な訓練を行う。	ハローワーク 又は愛媛中央産業技術専門学校(松山駐在) [P44]
販売実務コース (知的障がい者対象)	知的障がいのある方で、ハローワークの受講斡旋を受けた方に、スーパーマーケットの後方支援業務(商品パッキング、商品補充、商品陳列等)やパソコン操作などに関する訓練を行う。	ハローワーク 又は愛媛中央産業技術専門学校(松山駐在) [P44]
OA関係コース	障がいがあり、ハローワークの受講斡旋を受けた方に、パソコンを用いた文書作成や表計算等の知識及び技能の習得を図るための訓練を行う。	ハローワーク 又は県下産業技術専門学校 [P44]
実践能力習得科	障がいがあり、ハローワークの受講斡旋を受けた方に、ビル清掃、食料品製造など企業の現場において、関連業務に関する作業実習を中心とした実践的な訓練を行う。	ハローワーク 又は県下産業技術専門学校 [P44]

■ その他

支援体制等名称	施策内容	取扱・問合せ先
障がい者 インターンシップ	県関係機関が、身体、知的、精神障がい者を1週間程度受け入れ、パソコンによるデータ集計などの日常業務の体験の場を提供する。	県障がい福祉課 [P44]
愛顔のえひめ特別 支援学校技能検定	特別支援学校生徒に対して、清掃、接客、販売実務、情報の4部門の技能検定を実施し、障がいのある生徒の社会参加・自立につながる力を育成する。	県特別支援教育課 [P44]

(2) 企業・事業所等への施策

1 事業主に対する雇用関係助成金等(雇用創出・新規雇用)

給付金等名称	施策内容	取扱・問合せ先
特定求職者雇用開発 助成金(特定就職困難者コース)	障がいがあり、就職が特に困難な方をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた場合に一定額を一定期間助成する。	愛媛労働局 職業対策課 又はハローワーク [P44]
特定求職者雇用開発 助成金(発達障害者・難治性疾患患者 雇用開発コース)	発達障がい者または難治性疾患患者を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた場合に一定額を一定期間助成する。	
トライアル雇用助成 金(障害者トライアル コース)	障がい者を、ハローワーク等の紹介により、一定期間 試行雇用を行う場合に一定額を助成する。	
トライアル雇用助成 金(障害者短時間ト ライアルコース)	直ちに週20時間以上の勤務が困難な精神障がい者及び発達障がい者の求職者について、3~12カ月をかけて週20時間以上の就業を目指して試行雇用を行う場合に一定額を助成する。	

給付金等名称	施策内容	取扱・問合せ先
キャリアアップ助成金（障害者正社員化コース）	障がいのある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した事業主に対して助成する。	愛媛労働局 職業対策課 又はハローワーク [P44]
障害者雇用納付金制度	障がい者雇用率未達成事業主に対して、雇用不足となっている障がい者1人につき一定の金額を徴収する。	(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構愛媛支部 高年齢・障害者業務課 [P45]
障害者雇用調整金制度	障がい者雇用率達成事業主に対して、超過して雇用している障がい者1人につき一定の金額を支給する。	
報奨金	障害者雇用納付金申告対象外の事業主であって、一定数を超えて障がい者を雇用している事業主に対して、超過1人につき一定の金額を支給する。	
在宅就業障害者特例調整金	障害者雇用納付金申告対象事業主であって、在宅就業障害者又は在宅就業支援団体に対して仕事を発注し、対価を支払った事業主に対して一定の額を支給する。	
在宅就業障害者特例報奨金	報奨金申請対象事業主であって、在宅就業障害者又は在宅就業支援団体に対して仕事を発注し、対価を支払った事業主に対して一定の額を支給する。	
特例給付金	特に短い時間であれば働くことができる障がい者である労働者を雇用する事業主に対する支援として、労働時間が10時間～20時間の障がい者数に応じて、特例給付金を支給する。	
障害者作業施設設置等助成金	障がい者を労働者として雇い入れるか継続して雇用する事業主で、その障がい者が障がいを克服し作業を容易に行えるよう配慮された施設又は改造等がなされた設備の設置又は整備を行う（賃借による設置を含む）場合に、その費用の一部を助成する。	
障害者福祉施設設置等助成金	障がい者を継続して雇用している事業主が、障がい者である労働者の福祉の増進を図るため、保健施設、給食施設、教養文化施設等の福利厚生施設の設置又は整備する場合に、その費用の一部を助成する。	
障害者介助等助成金	障がい者を労働者として雇い入れるか継続して雇用する事業主で、障がいの種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置を実施する場合に、その費用の一部を助成する。	
重度障害者等通勤対策助成金	重度障がい者等又は通勤が特に困難と認められる身体障がい者を雇い入れるか継続して雇用している事業主等が、これらの障がい者の通勤を容易にするための措置を行う場合に、その費用の一部を助成する。	
重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	重度障がい者等を多数継続して雇用し、かつ、安定した雇用を継続することができることと認められる事業主で、これらの障がい者のために事業施設等の設置又は整備を行い、モデル性が認められる場合に、その費用の一部を助成する。	
職場適応援助者助成金	職場適応援助者（ジョブコーチ）による援助を必要とする障がい者のために、職場適応援助者による支援を実施する事業主に、その費用の一部を助成する。	

2 その他事業主への助成施策

■ 障がい者雇用企業に係る地方税の特別措置

税の軽減措置等名称	施策内容	取扱・問合せ先
法人事業税・個人事業税の軽減措置	障がいのある方を雇用する事業主（労働者数43、5人未満）について、雇用障がい者数が基準事業年度（年）の実績を上回る場合、事業税の税率を1/2とする。（軽減税額は、障がい者雇用拡大数1人当たり10万円を限度とする）	県税務課 又は県産業人材課 [P44]
不動産取得税の軽減措置	障がいのある方を一定割合雇用しており、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金を受給して事業用施設を取得した場合、価格の1/10相当額に税率を乗じて得た額を税額から減額する。（ただし、作業施設に限る。）	県税務課 [P44]
事業所税の軽減措置	（従業者割に係る事業所税の軽減措置） 従業者給与総額の算定において、障がい者分を控除する。 （資産割に係る事業所税の軽減措置） 障がいのある方を一定割合雇用しており、中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金等を受給して事業用家屋を取得した事業主について、事業所の床面積の1/2に相当する面積分を事業所税から控除する。	松山市市民税課
固定資産税の軽減措置	障がいのある方を一定割合雇用しており、中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金等を受給して事業用家屋を取得した事業主について、一定の額を、取得後5年間税額から減額する。	各市町税務課

■ その他

施策等名称	施策内容	取扱・問合せ先
県の障がい者雇用企業に係る物品調達等における優遇	障がいのある方を一定以上雇用する企業について、一般競争入札及びオープンカウンター方式による物品の発注情報を随時メール又は電話で提供する。	県会計課 [P44]
県内の授産施設等に係る物品調達における優遇	製造している物品を会計課に届け出た授産施設等に対して発注するように努める。	
県の障がい者雇用企業に係る工事の競争入札等参加資格に係る優遇	県発注工事の競争入札等に加わろうとする建設業者のうち、障がいのある方を一定以上雇用する企業について、建設業者の格付けにおいて加点を実施する。	県行革分権課 [P44]
特例子会社制度	事業主が障がい者雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定する。	愛媛労働局職業対策課 又はハローワーク [P44]
障害者優先調達推進法	障がい者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体等が物品や役務を調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進する。	県障がい福祉課[P44] 市役所・町役場[P9,10]
共同受注窓口	類似業種や近隣地域の事業所ネットワークを活かして、複数の障害福祉サービス事業所がグループを組織し、依頼された仕事の斡旋・仲介を行う。	県障がい福祉課 [P44]
即売会（セルフフォーラム）	県内の障害者就労施設で利用者が製作した製品の即売会の開催。	県障がい福祉課又は愛媛県社会就労センター協議会 [P44,45]

(3) 障がい者雇用普及啓発施策

施策等名称	施策内容	取扱・問合せ先
高齢・障がい者雇用 フェスタ in えひめの開催	(目的) 事業主をはじめ広く県民全体に対する障がい者の雇用機運の醸成に努めるとともに、障がい者雇用への理解と協力を求める。 (参加者) 事業主、ハローワーク、その他関係機関・団体等 (内容) 障がい者雇用優良事業所等の知事表彰及び事例発表	県産業人材課又は (独) 高齢・障害・ 求職者雇用支援機 構愛媛支部 [P44,45]
えひめアビリンピック の開催	障がい者が職場等で日ごろ培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障がい者に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ることを目的として開催。	(独) 高齢・障害・求 職者雇用支援機構 愛媛支部 高齢・障害者業務課 [P45]

※各施策には、個別に詳細な要件等があります。
必ず事前に対象機関へ相談してください。



(4) 支援メニューのお問い合わせはこちらへ

名 称	所 在 地	電話番号
愛 媛 県	松山市一番町 4-4-2 https://www.pref.ehime.jp/	089-941-2111 (代表)
総務部人事課	人事係(内線 2176) FAX: 089-921-6368	
総務部行革分権課	入札監理グループ(内線 2294) FAX: 089-912-2237	
総務部税務課	直税係(内線 2201) FAX: 089-912-2199	
保健福祉部障がい福祉課	障がい政策係(内線 2422) 在宅福祉係 (内線 2423) 障がい施設係(内線 2421) 障がい支援係(内線 2424) FAX: 089-931-8187	
経済労働部労政雇用課	職業能力開発グループ(職業訓練)(内線 2503) FAX: 089-912-2508	
経済労働部産業人材課	産業人材グループ(内線 2506) FAX: 089-912-2508	
教育委員会事務局指導部 特別支援教育課	教育指導グループ(内線 2967) FAX: 089-912-2964	
出納局会計課	用品調達係(内線 2156) FAX: 089-943-6891	
発達障がい者支援センター あい♥ゆう	東温市田窪 2135 (愛媛県立子ども療育センター内)	TEL: 089-955-5532 FAX: 089-955-5547
新居浜産業技術専門校	新居浜市大生院 1233-2	TEL: 0897-43-4123 FAX: 0897-41-9880
愛媛中央産業技術専門校	今治市桜井団地 4-1-1	TEL: 0898-48-0525 FAX: 0898-47-3955
愛媛中央産業技術専門校(松山駐在)	松山市本町 7-2	TEL: 089-924-5768 FAX: 089-924-5769
宇和島産業技術専門校	宇和島市柿原甲 1712	TEL: 0895-22-3410 FAX: 0895-23-6550
愛媛労働局 職業安定部職業対策課	松山市若草町 4-3 松山若草合同庁舎 5 階 https://jsite.mhlw.go.jp/ehime-roudoukyoku/	TEL: 089-941-2940 FAX: 089-941-5200

名 称	所 在 地	電話番号
公共職業安定所 (ハローワーク)		
松 山	松山市六軒家町 3-27 松山労働総合庁舎 1~3 階	TEL: 089-917-8609 FAX: 089-917-5233
今 治	今治市南宝来町 2 丁目 1 番地 6	TEL: 0898-32-5020 FAX: 0898-33-3593
八幡浜	八幡浜市松柏丙 838-1	TEL: 0894-22-4033 FAX: 0894-22-5051
宇和島	宇和島市天神町 4-7	TEL: 0895-22-8609 FAX: 0895-22-8566
新居浜	新居浜市一宮町 1-14-16	TEL: 0897-34-7100 FAX: 0897-37-0590
西 条	西条市大町受 315-4	TEL: 0897-56-3015 FAX: 0897-56-3001
四国中央	四国中央市三島中央 1-16-72	TEL: 0896-24-5770 FAX: 0896-23-6639
大 洲	大洲市中村 210-6	TEL: 0893-24-3191 FAX: 0893-23-3620

名 称	所 在 地	電話番号
障害者就業・生活支援センター		
障害者就業・生活支援センター ジョブあしすとUMA	四国中央市三島宮川 2-4-2 https://choushin.net/job-uma/	0896-23-6558
障がい者就業・生活支援センター エール	新居浜市政枝町 2-6-42 http://shahuku-wakabakai.jp/	0897-32-5630
障害者就業・生活支援センター あみ	今治市北宝来町 2 丁目 2 番地 12 http://www.kurushimakai.jp/ami	0898-34-8811
えひめ障がい者就業・生活支援センター	松山市道後町 2-12-11 http://e-shugyo.net/	089-917-8516
八幡浜・大洲圏域障がい者就業・ 生活支援センター ねっとWork ジョイ	西予市宇和町卯之町 5 丁目 3 4 9 番地 https://e-hataraku.net/	0894-62-7887
南予圏域障害者就業・生活支援センター きら	宇和島市大宮町 3-2-10 http://www.shokokai-grp.or.jp/rs/kira/	0895-22-0377
(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 愛媛支部		
愛媛障害者職業センター	松山市若草町 7-2 https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/ehime/	TEL : 089-921-1213 FAX : 089-921-1214
高齢・障害者業務課	松山市西垣生町 2184 https://www.jeed.go.jp/location/shibu/ehime/	TEL : 089-905-6780 FAX : 089-905-6781
愛媛県社会就労センター協議会	松山市持田町三丁目 8-15 愛媛県社会福祉協議会内 http://www.ehime-selp.jp/	TEL : 089-921-8566 FAX : 089-921-3398



8 他制度による支援

(1) 年金・手当

■ 障害基礎年金

*障がいの原因となった病気やけがについて、初めて診療を受けた日

<p>受給要件</p>	<p>1. 国民年金に加入している間に*初診日があること</p> <p>〔 20歳前や、60歳以上65歳未満（年金に加入していない期間）で、日本国内に住んでいる間に初診日があるときも含まれます。 〕</p> <p>2. 一定の障がいの状態にあること</p> <p>3. 初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていること</p> <p>〔 (1) 初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付又は免除されていること (2) 初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと 〕</p>
<p>年金額 (令和5年4月現在)</p>	<p>【67歳以下の方（昭和31年4月2日以後に生まれた方）】</p> <p>[1級] 993,750円 + 子の加算 [2級] 795,000円 + 子の加算</p> <p>【68歳以上の方（昭和31年4月1日以前に生まれた方）】</p> <p>[1級] 990,750円 + 子の加算 [2級] 792,600円 + 子の加算</p> <p>子の加算 第1子, 第2子 各 228,700円 第3子以降 各 76,200円</p> <p>子とは… 18歳到達年度の末日（3/31）を経過していない子 20歳未満で1級又は2級の障がいの状態にある子</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>市役所又は町役場[P9,10] 日本年金機構年金事務所 [P50]</p>

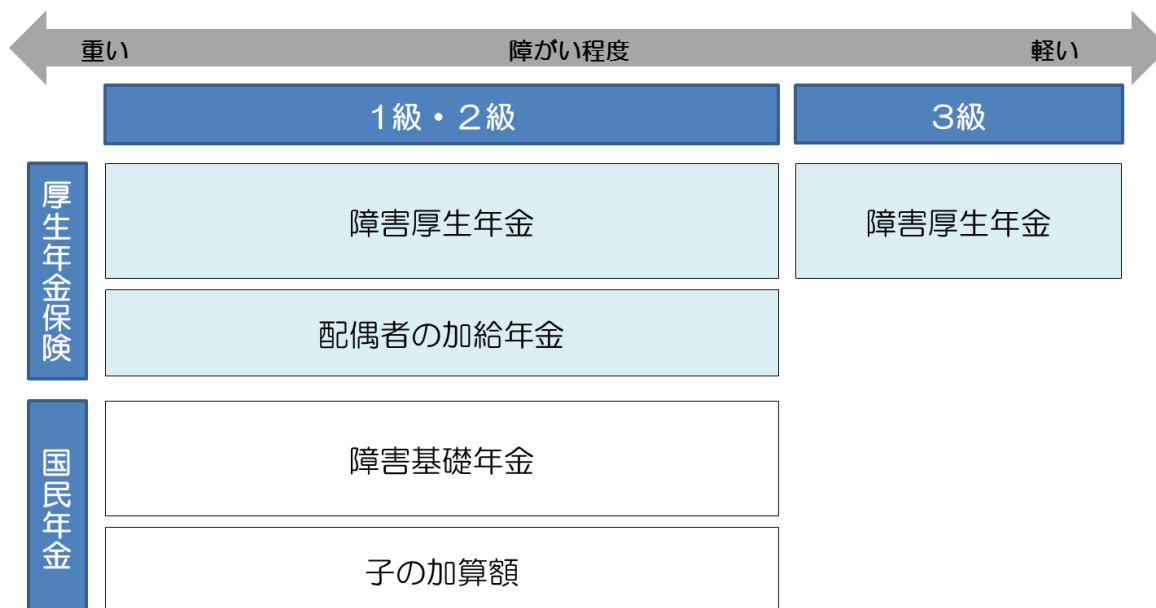


■ 厚生年金保険(障害厚生年金)

受給要件	<p>1. 厚生年金に加入している間に初診日があること</p> <p>2. 一定の障がいの状態にあること</p> <p>3. 初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていること</p> <p>〔(1) 初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の 2/3 以上の期間について、保険料が納付又は免除されていること (2) 初診日において 65 歳未満であり、初診日のある月の前々月までの 1 年間に保険料の未納がないこと〕</p>
年金額 (令和5年4月現在)	<p>[1 級] (報酬比例の年金額 × 1.25) + 配偶者加給年金額 228,700 円</p> <p>[2 級] 報酬比例の年金額 + 配偶者加給年金額 228,700 円</p> <p>【67 歳以下の方(昭和 31 年 4 月 2 日以後に生まれた方)】</p> <p>[3 級] 報酬比例の年金額 (最低保障額 596,300 円)</p> <p>【68 歳以上の方(昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた方)】</p> <p>[3 級] 報酬比例の年金額 (最低保障額 594,500 円)</p>
問い合わせ先	日本年金機構年金事務所 [P50]

※ 障害基礎年金及び厚生年金保険(障害厚生年金)の障がい等級は、
身体障害者手帳の等級とは異なります。

○障害年金の受給イメージ



■ 厚生年金保険(障害手当金)

受給要件	<p>1. 厚生年金に加入している間に初診日があること ※国民年金、厚生年金または共済年金を受給している方を除きます。</p> <p>2. 障がいの原因となった病気やけがが初診日から5年以内に治り、その治った日に障害厚生年金を受けるよりも軽い障がいの状態であって、障がいの程度が障害等級表（厚生年金保険法施行令別表第2）に定める程度であること ※身体障害者手帳の等級とは異なります。</p> <p>3. 初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていること</p> <p>〔(1)初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付又は免除されていること (2)初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと〕</p>
障害手当金額 (一時金) (令和5年4月)	<p>報酬比例の年金額 × 2</p> <p>【67歳以下の方（昭和31年4月2日以後に生まれた方）】 最低保障額 1,192,600円</p> <p>【68歳以上の方（昭和31年4月1日以前に生まれた方）】 最低保障額 1,189,000円</p>
問い合わせ先	日本年金機構年金事務所 [P50]

■ 特別障害給付金

支給対象者	<p>国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障がい者</p> <p>〔(1)平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 (2)昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者のいずれかであって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障がい状態にある方 ※65歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当された方に限られます。〕</p>
支給額 (令和5年4月現在)	<p>障害基礎年金1級相当に該当する方：基本月額 53,650円</p> <p>障害基礎年金2級相当に該当する方：基本月額 42,920円</p> <p>※所得による支給制限あり</p>
問い合わせ先	市役所又は町役場 [P9,10]

■ 特別障害者手当

支給要件	精神又は身体に著しく重度の障がいを有するため、日常生活において常時特別な介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方
支給額 (令和5年4月～)	月額 27,980円 ※所得による支給制限あり
問い合わせ先	市福祉事務所又は町役場 [P9,10]

■ 障害児福祉手当

支給要件	精神又は身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方
支給額 (令和5年4月現在)	月額 15,220円 ※所得による支給制限あり
問い合わせ先	市福祉事務所又は町役場 [P9,10]

■ 特別児童扶養手当

支給要件	精神又は身体に中度以上の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の児童を養育している方
支給額 (令和5年4月現在)	月額 1級 53,700円 2級 35,760円 ※所得による支給制限あり
問い合わせ先	市福祉事務所又は町役場 [P9,10]

■ 心身障害者扶養共済制度

制度の概要	障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のこと（死亡・重度障がい）があったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度
掛金 (令和5年4月現在)	加入時の加入年齢により、 *1口につき月額 9,300円～23,300円 (2口まで加入可。)
年金額	1口 月額 20,000円
問い合わせ先	市福祉事務所又は町役場 [P9,10]

*県及び市町が世帯区分に応じて、一部を補助しているため、実際の掛金とは異なる場合があります。



■ 日本年金機構年金事務所

年金事務所名	所在地	電話
松山東	〒790-0952 松山市朝生田町 1-1-23	TEL : 089-946-2146 FAX : 089-933-1319
松山西	〒790-8512 松山市南江戸 3-4-8	TEL : 089-925-5105 FAX : 089-923-4619
新居浜	〒792-8686 新居浜市庄内町 1-9-7	TEL : 0897-35-1300 FAX : 0897-32-5819
今治	〒794-8515 今治市別宮町 6-4-5	TEL : 0898-32-6141 FAX : 0898-32-3519
宇和島	〒798-8603 宇和島市天神町 4-43	TEL : 0895-22-5440 FAX : 0895-24-2819

(2) 労災関係

■ 労災ケアサポート事業

支援内容	<p>○訪問支援</p> <p>各都道府県に配置された労災ケアサポーター（看護師）が、傷病・障害等級が1級から3級に該当する65歳未満の労災年金受給者の居宅を訪問し、在宅介護・看護、健康管理等について相談支援</p> <p>○労災ホームヘルプサービス</p> <p>傷病・障害等級が1級から3級に該当する65歳未満の労災年金受給者で、居宅において家族以外の介護サービスを希望する方に、労災ホームヘルパーを紹介</p>
問い合わせ先	<p>中国・四国労災年金支援センター</p> <p>広島県広島市中区上八丁堀 8-10 クロスタワー4階</p> <p>TEL : 082-223-3286</p>

■ 労災特別介護援護事業

支援内容	<p>○愛媛労災特別介護施設「ケアプラザ新居浜」への入居</p> <p>原則として、傷病・障害等級が1級から3級に該当する労災年金受給者で、居宅での介護が困難な方を対象に、介護・食事・入浴等のサービスを提供する介護施設</p>
問い合わせ先	<p>ケアプラザ新居浜 総務課 援護担当</p> <p>新居浜市阿島 1-3-12</p> <p>TEL : 0897-67-1122</p>

(3) 税金の減免等

■ 所得税

控除の種類・内容	減免対象	金額等	取扱
○障害者控除 所得者本人又は控除対象配偶者若しくは扶養親族が障がい者の場合、受けることができる所得控除	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳3～6級 療育手帳B 精神障害者保健福祉手帳2～3級 	所得控除 27万円	税 務 署
○特別障害者控除 所得者本人又は控除対象配偶者若しくは扶養親族が重度障がいである場合、受けることができる所得控除	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳1・2級 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級 	所得控除 40万円	
○同居特別障害者扶養控除等 控除対象配偶者又は扶養親族が重度障がい者で、常に同居している場合、受けることができる所得控除	常に同居している控除対象配偶者又は扶養親族が以下の場合 <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳1・2級 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級 	所得控除 75万円	
○少額貯蓄の利子等の非課税 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が、預貯金等について受けた利子等の非課税の適用。	<ul style="list-style-type: none"> 元本 350万円までの預貯金、貸付信託、公社債など 額面合計 350万円までの国債・地方債 	非課税	預入・購入をした金融機関、証券会社

■ 住民税

控除の種類・内容	減免対象	金額等	取扱
○障害者控除 所得者本人又は控除対象配偶者若しくは扶養親族が障がい者の場合、受けることができる所得控除	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳3～6級 療育手帳B 精神障害者保健福祉手帳2～3級 	所得控除 26万円	市役所又は 町役場 [P9,10]
○特別障害者控除 所得者本人又は控除対象配偶者若しくは扶養親族が重度障がいである場合、受けることができる所得控除	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳1・2級 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級 	所得控除 30万円	
○同居特別障害者扶養控除等 控除対象配偶者又は扶養親族が重度障がい者で、常に同居している場合、受けることができる所得控除	常に同居している控除対象配偶者又は扶養親族が以下の場合 <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳1・2級 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級 	所得控除 53万円	
○非課税の適用	<ul style="list-style-type: none"> 前年の合計所得金額が135万円以下の障がい者 	非課税	
○少額貯蓄の利子等の非課税 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が、預貯金等について受けた利子等の非課税の適用。	<ul style="list-style-type: none"> 元本 350万円までの預貯金、貸付信託、公社債など 額面合計 350万円までの国債・地方債 	非課税	預入・購入をした金融機関、証券会社

■ 自動車税種別割

<p>減免対象となる自動車</p>	<p>① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「身体障がい者等」という。）が運転する自動車（障がいの種類、等級により制限があります。）</p> <p>② 身体障がい者等の生計同一者又は身体障がい者等の常時介護者が運転する自動車で専ら身体障がい者等の生業等の用に供されるもの（障がいの種類、等級により制限があります。）</p> <p>③ 構造上身体障がい者等の利用に専ら供するためのものと認められる自動車</p> <p>※18歳未満の身体障がい者等の場合、生計を一にする方が所有する自動車も対象になります。 ※減免の対象となる自動車は障がい者お一人につき1台です。</p>
<p>申請手続きに必要なもの</p>	<p>① 自動車税種別割減免申請書</p> <p>② 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳(該当するもの)</p> <p>③ 運転免許証</p> <p>④ 自動車検査証</p> <p>※生計同一の方又は常時介護をする方が運転する場合、次の⑤、⑥の書類についても必要です。</p> <p>⑤ 生計同一証明書又は常時介護証明書（健康保険証、マイナンバーの記載されていない住民票等）</p> <p>⑥ 通学・通園・通所証明書、通院証明書又は通勤・生業証明書</p> <p>※構造上の減免（減免対象となる自動車③）申請手続きに必要なものについては、下記問い合わせ先までご連絡ください。</p>
<p>減免申請期限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月1日現在所有している車について納期限の7日前まで ・ 年度途中で車を購入する場合は運輸支局での登録のとき ・ 年度途中で減免要件に該当した場合（構造減免を除く）にあつては2月末日まで（申請日の翌月より月割で減免できます。）
<p>問い合わせ先</p>	<p>東予地方局 課税課 TEL：0897-56-1300、FAX：0897-56-0716 中予地方局 課税課 TEL：089-909-8754、FAX：089-915-0671 南予地方局 税務課 TEL：0895-22-5211、FAX：0895-22-7590</p>



■ 軽自動車税種別割

減免の対象となる自動車	・自動車税種別割と同じ
減免申請期限	・自動車税種別割と同じ ※軽自動車税種別割については、月割減免はありません。年度途中で減免要件に該当した場合は、翌年度から減免となります。
問い合わせ先	市役所・町役場[P9,10]

■ 自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割

減免対象となる自動車の取得要件	<ol style="list-style-type: none"> ① 自動車税種別割と同一の要件の自動車（軽自動車を含む。以下同じ。）の取得 ② 構造上身体障がい者等の利用に供するためのものと認められる自動車の取得 ③ 専ら身体障がい者が運転するための構造変更がなされた営業用の自動車の取得
申請手続きに必要なもの	<ol style="list-style-type: none"> ① 自動車税環境性能割減免申請書又は軽自動車税環境性能割減免申請書 ② 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳(該当するもの) ③ 運転免許証 ④ 自動車税種別割納税通知書又は軽自動車税環境性能割納税通知書 ⑤ 自動車検査証 ※生計同一の方又は常時介護をする方が運転する場合、次の⑥、⑦の書類についても必要です。 ⑥ 生計同一証明書又は常時介護証明書（健康保険証、マイナンバーの記載されていない住民票等） ⑦ 通学・通園・通所証明書、通院証明書又は通勤・生業証明書 <p>※構造上の減免（減免対象となる自動車の取得要件②、③）申請手続きに必要なものについては下記申請窓口までご連絡ください。</p>
減免申請期限	・登録のときまで
申請窓口	中予地方局課税課 自動車登録課税グループ (所在地) 松山市森松町 1075-2 自動車会館内 TEL 089-957-6621 FAX 089-957-6626

■ 事業税

減免対象	金額等	問い合わせ先
重度の視覚障がい者（失明又は両眼の視力が0.06以下の者）が行うあんま・はり等医業に類する事業	非課税	県地方局 [P9]



■ ゴルフ場利用税

減免対象	金額等	備考	問い合わせ先
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者がゴルフ場を利用する場合	非課税	ゴルフ場利用時に手帳を呈示すること。	県地方局 [P9]

■ 相続税

減免対象	金額等	取扱い
法定相続人である85歳未満の障がい者が相続により財産を取得した場合	<ul style="list-style-type: none"> •85歳に達するまでの1年につき10万円を乗じた額（※特別障害者については20万円を乗じた額） 	税務署



(4) 運賃の割引

■ 運賃種別について

運賃割引の各項目の中で使われている対象者の区分は、障がいの程度に応じて定められた運賃種別です。

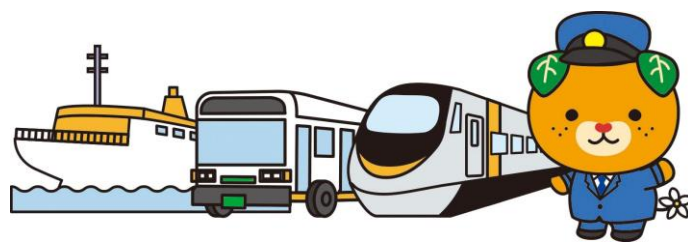
各手帳「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に、「第1種」「第2種」の種別が示されています。

【身体障がい者】

第1種 身体障害者	視 覚 1～3級、 4級の1（視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの） 聴 覚 2～3級 肢体不自由 上肢1級、2級の1・2（両上肢の機能の著しい障害・両上肢の全ての指を欠くもの）、下肢1～2級、3級の1、体幹1～3級、脳原性運動機能障害〔上肢機能障害1～2級（1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）、移動機能障害1～3級（1下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）〕 内部障害 ぼうこう又は直腸機能障害4級を除く全ての級
第2種 身体障害者	第1種以外の全て

【知的障がい者】

第1種知的障害者	療育手帳A
第2種知的障害者	療育手帳B



1 JR運賃の割引

■ 対象者と割引乗車券の種類

対象者 券種	第1種身体障害者 第1種知的障害者		第2種身体障害者 第2種知的障害者		備考
	本人単独	介護者付き		本人単独	
		本人	介護者		
普通乗車券	5割引	5割引	5割引	5割引	※本人単独では、片道100kmを超える場合に適用。
定期乗車券	—	5割引	5割引	—	※介護者には通勤定期乗車券を適用 ※本人が通学定期の場合は、大学用通学定期券の5割引を適用。
普通回数券	—	5割引	5割引	—	

※第2種身体障害者・知的障害者本人が12歳未満の場合に限り、介護者の通勤定期券が5割引になります。

〔注意事項〕

身体障害者手帳又は療育手帳を乗車券購入時に呈示し、乗車中は携行すること。

■ 「ジパング倶楽部」入会者に対する割引

- ・対象者 男性60歳以上、女性55歳以上の身体障がい者で「ジパング倶楽部」に入会した者。
- ・条件 JR各線を利用して片道、往復又は連続で201km以上の旅行をする場合に適用。
身体障害者手帳により購入できる普通乗車券以外の特急券・急行券・グリーン券・座席指定券も割引で購入できる。

- ・割引率

会員区分	利用回数	割引率
新規会員	1～3回まで	2割引
	4～20回まで	3割引
継続会員	1～20回まで	3割引

〔申込先〕公益財団法人愛媛県身体障害者団体連合会〔P74〕

新規申込には身体障害者手帳のコピーと年会費(1,400円)が必要。

・その他 のぞみ号・みずほ号の特急料金など一部割引対象外がある。

4/27～5/6、8/11～8/20、12/28～1/6の期間は利用できない。

2 航空運賃の割引

種 別	対象者	割引率	備 考
身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	本 人	概ね3割引	航空券購入時、搭乗手続時に手帳を呈示すること。
	介護者	概ね3割引	介護者は1名まで 航空券購入時、搭乗手続時に手帳を呈示すること。

〔注意事項〕 割引率や手続は航空会社によって異なります。

〔問い合わせ先〕 各航空会社予約センター、航空券販売所

3 バス・電車運賃の割引

対象者	割引率	備 考
身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者	5割引	身体障害者手帳又は療育手帳を呈示すること。

※平成29年9月から、精神障がい者に対する路線バス運賃割引が実施されています。

対象者	割引率	備 考
精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	5割引	対象路線：伊予鉄バス株式会社（伊予鉄南予バス株式会社含む）、宇和島自動車株式会社、瀬戸内運輸株式会社（瀬戸内海交通株式会社、せとうち周桑バス株式会社含む）、ジェイアール四国バス株式会社の運行する県内路線バス

〔注意事項〕 ・介護者への割引適用範囲は各バス事業者によって異なります。

・割引を受けるには、本人確認のため、写真を貼付した精神障害者保健福祉手帳を呈示する必要があります。

〔問い合わせ先〕 伊予鉄道株式会社・伊予鉄バス株式会社 <https://www.iyotetsu.co.jp/>

宇和島自動車株式会社 <https://www.uwajima-bus.co.jp/>

瀬戸内運輸株式会社 <http://www.setouchibus.co.jp/>

ジェイアール四国バス株式会社

<https://www.jr-shikokubus.co.jp>

4 タクシー運賃の割引

対象者	割引率	備 考
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている者	1割引	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを呈示すること。

〔注意事項〕 ・割引の重複適用はできません。

・精神障害者保健福祉手帳については、タクシー事業者によって割引適用がない場合がありますので、詳しくは各事業者にお尋ねください。

〔問い合わせ先〕 各タクシー事業者

5 旅客船運賃の割引

・各事業者によって対象者や割引率が異なるため、直接各事業者へお問い合わせください。

6 有料道路通行料金割引

区 分	対象者	対象自動車	割引率	備 考
身体障がい者が自ら運転する場合	身体障がい者	①台数、②車種、 ③所有者等の要件があり、①～③全ての要件を満たすこと。	5割引	・市福祉事務所・町役場又はオンラインで事前登録必要。
重度の身体障がい者又は重度の知的障がい者が同乗し、介護者が運転する場合	第1種身体障害者 第1種知的障害者			・ETC利用の場合は、ほかに「有料道路ETC割引登録係」に事前登録も必要。

〔注意事項〕

- ・割引有効期限を過ぎた後も継続して割引を受けるためには、更新申請が必要です。
- ・料金所での通行の際は、手帳を呈示すること。

〔申込先〕 市福祉事務所・町役場 [P9,10]

(5) 公営住宅等への入居

対象者又は対象世帯	優遇措置の内容	備 考
障がい者又は障がい者がいる世帯が公営住宅に入居する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅の入居収入基準の緩和 ・公営住宅の優先入居 ・公営住宅の単身入居 	障がい者手帳等を呈示すること。

〔注意事項〕

- ・いずれの優遇措置にも、障がいの程度など適用基準があり、また、市町の公営住宅では制度がない場合もあります。詳細は住宅を管理する下記機関へお問い合わせください。

住宅種別	対象地域	担当機関	電話番号
県営住宅	四国中央市・新居浜市 ・西条市	東予地方局建設部 建築指導課	0897-56-1300 (内線 416)
	今治市	今治土木事務所 管理課	0898-23-2500 (内線 265)
	松山市・伊予市・ 東温市・砥部町	愛媛県県営住宅 管理グループ	089-998-6671
		中予地方局建設部 建築指導課	089-909-8393
	八幡浜市・大洲市	八幡浜土木事務所 管理課	0894-22-4111 (内線 426)
宇和島市	南予地方局建設部 建築指導課	0895-22-5211 (内線 425)	
市・町営住宅	各市・町	各市役所・町役場の市・町営住宅担当課までお問い合わせください。	

○愛媛県居住支援協議会 <https://kyojushien.ehime-takken.or.jp>

TEL：089-968-2280（公益社団法人 愛媛県宅地建物取引業協会）

公営住宅に限らず、障がいのある方などに対し、住宅へ円滑に入居できるサポートを行っています。

(6) 生活福祉資金の貸付

○目的：低所得者世帯等に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

○対象となる世帯：低所得世帯、障がい者世帯、65歳以上の高齢者の属する世帯

【総合支援資金】

資金の種類		貸付上限額の目安	返済期限
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(2人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内	10年以内
住宅入居費	住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内	
一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円以内	

【福祉資金】

資金の種類		貸付上限額の目安	返済期限
福祉費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生業を営むために必要な経費 ・ 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・ 福祉用具等の購入に必要な経費 ・ 障がい者用の自動車の購入に必要な経費 ・ 中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費 ・ 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 災害を受けたことにより臨時に必要な経費 ・ 冠婚葬祭に必要な経費 ・ 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ・ 就職、技能習得等の支度に必要な経費 ・ その他日常生活上一時的に必要な経費 	50万円以内から ※資金の用途に応じて 上限目安額を設定	3年以内 から
緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	10万円以内	1年以内

【教育支援資金】

資金の種類		貸付上限額の目安	返済期限
教育支援費	低所得世帯に属する者が、高等学校、大学又は高等専門学校に修学するために必要な経費	高校：月 3.5 万円以内 高専：月 6 万円以内 短大：月 6 万円以内 大学：月 6.5 万円以内 (特に必要と認める場合に限り、貸付上限額の 1.5 倍まで貸付可)	20 年以内
就学支度費	低所得世帯に属する者が、高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50 万円以内	

【不動産担保型生活資金】

資金の種類		貸付上限額の目安	返済期限
不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける	土地の評価額の 70% 程度	契約終了後 3 月以内
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける	土地及び建物の評価額の 70% 程度	

〔申込先〕 市町社会福祉協議会 〔P13〕

(7) 代理投票・点字投票、郵便等による不在者投票

【代理投票・点字投票】

区分	投票方法
代理投票	・投票用紙に文字を記入できない選挙人が、投票所の投票管理者に申請すると、補助者 2 名が定められ、その一人が選挙人の指示に従って投票用紙に記入し、もう一人が、指示どおりの記載か確認した上で投票
点字投票（視覚障がい者）	・投票所に用意された点字投票用の投票用紙や点字器を用いて投票

【郵便等による不在者投票】

区分	対象者
郵便等による不在者投票ができる障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・両下肢、体幹、移動機能の障害（1・2 級） ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸の障害（1 級・3 級） ・免疫、肝臓の障害（1～3 級）
上記のうち、代理記載をさせることができる障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・上肢、視覚の障害（1 級）

〔問い合わせ先〕 市町選挙管理委員会

(8) 点字版・音声版選挙のお知らせの配布

対象者	配布している選挙等
視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・衆議院議員選挙 ・参議院議員選挙 ・最高裁判所裁判官国民審査 ・県知事選挙 ・県議会議員選挙 ・松山市長選挙 ・松山市議会議員選挙

〔問い合わせ先〕 県選挙管理委員会・松山市選挙管理委員会



(9) 駐車禁止・通行禁止規制の適用除外

標章の交付を受けた障がい者等本人が現に使用中で、標章を掲出している車両は、駐車禁止除外標章であれば県公安委員会の指定する駐車禁止規制の対象から除外され、通行禁止除外標章であれば県公安委員会の指定する車両の通行禁止（一方通行を除く。）・歩行者用道路の規制の対象から除外されます。標章の交付を受けるには、住所地を管轄する警察署への申請が必要です。

○対象となる障がいの範囲

(1) 身体障害者手帳をお持ちの方

障がいの区分		障がい等級
視覚障害		1～3級、4級の1
聴覚障害		2・3級
平衡機能障害		3級
上肢不自由		1級、2級の1（両上肢の機能の著しい障害）、 2級の2（両上肢の全ての指を欠くもの）
下肢不自由		1～4級
体幹不自由		1～3級
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能	1・2級（※一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
	移動機能	1・2級
心臓機能障害		1・3級
じん臓機能障害		
呼吸器機能障害		
ぼうこう又は直腸の機能障害		
小腸の機能障害		
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害		1～3級
肝臓機能障害		

(2) 戦傷病者手帳をお持ちの方

障がいの区分	重度障がいの程度
視覚障害	特別項症から第四項症までの各項症
聴覚障害	
平衡機能障害	
上肢不自由	特別項症から第三項症までの各項症
下肢不自由	
体幹不自由	特別項症から第四項症までの各項症
心臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
じん臓機能障害	
呼吸器機能障害	
ぼうこう又は直腸の機能障害	
小腸機能障害	
肝臓機能障害	

(3) 療育手帳をお持ちの方（重度の障がいがある方）

(4) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（1級）

(5) 小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方のうち、色素性乾皮症の方
〔問い合わせ先〕 各警察署

(10) 郵便料金の減免

■ 点字郵便物・特定録音物等郵便物

対象となる郵便物の種類	料 金	備 考
点字郵便物 点字のみを掲げたものを内容とする郵便物。 郵便物の名あて面上部に「点字郵便物」であることを明示。	3 kgまで 無 料	開封とすること。
特定録音等郵便物 視覚障がい者用の録音物または点字用紙を内容とする郵便物で、日本郵便株式会社から指定を受けた施設から差し出し、又はそれらに差し出されたもの。		

■ 心身障害者用ゆうメール

対象となる郵便物	料 金	備 考
心身障害者用ゆうメール 日本郵便株式会社に届け出た図書館と重度の身体障がい者又は重度の知的障がい者との間で、図書の閲覧のために発受されるゆうメール	ゆうメール 料金の半額	「図書館用ゆうメール」と明示すること。



■ 聴覚障害者用・点字ゆうパック

対象となる郵便物	料 金	備 考
聴覚障害者用ゆうパック 日本郵便株式会社に届け出た聴覚障がい者の福祉を増進するための施設と聴覚障がい者との間で、聴覚障がい者用ビデオテープの貸出し又は返却のために発受されるゆうパック	ゆうメール料金の半額	<ul style="list-style-type: none"> 重量が3 kgを超えないこと。 「聴覚障害者用ゆうパック」と明示すること。
点字ゆうパック 大型の点字図書等を内容とするゆうパック	3 kgまでゆうメール料金の半額	<ul style="list-style-type: none"> 重量が3 kgを超えるものの割引率は別扱い。 「点字ゆうパック」と明示すること。 内容品が容易に透視できるように包装すること。

■ 定期刊行物の低料第三種郵便物

対象となる郵便物	料 金	備 考
定期刊行物の低料第三種郵便物 心身障がい者団体が心身障がい者の福祉を図ることを目的として発行する定期刊行物で、日本郵便株式会社の承認を受けたもの	発行回数等により異なる。	<ul style="list-style-type: none"> 承認を受けたことを明示すること。 開封とすること。

〔問い合わせ先〕 日本郵便株式会社



(11) NHK放送受信料の免除

対象となる世帯	減 免	備 考
身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者のいる世帯で構成員全員が市町村民税非課税の世帯	全 額 免 除	福祉事務所長又は町長の証明が必要
視覚・聴覚障がい者、重度の身体障がい者（1級又は2級）、重度の知的障がい者又は重度の精神障がい者（1級）が世帯主で受信契約者の世帯	半 額 免 除	

〔問い合わせ先〕 NHK放送局

(12) 携帯電話基本使用料等の割引

対 象 者	割引率	備 考
身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	各事業者によって異なる。	手帳を呈示すること。

〔注意事項〕

・割引率や適用要件が各携帯電話事業者によって異なります。

〔問い合わせ先〕 各携帯電話事業者

(13) 無料電話番号案内(ふれあい案内)

電話帳の利用が困難な視覚・上肢などの身体障がい者、知的障がい者や精神障がい者を対象に、NTTが無料で電話番号を案内します。

対 象 者	料 金	備 考
身体障がい者 視覚障がい 1～6級 肢体不自由 1、2級 (上肢、体幹、脳原性運動機能障害) 聴覚障がい 2級～4級、6級 音声機能、言語機能、又はそしゃく機能の障がい 3級、4級	無 料	事前登録が必要。
知的障がい者		
精神障がい者		

〔問い合わせ先〕 NTT (0120-104174)

(14) 電話リレーサービス

聴覚や発話に困難がある方ときこえる方を、通話オペレーターが手話・文字と音声とを通話することにより、24時間365日、電話で双方向につなぐサービスです。

電話リレーサービス提供機関	電 話	F A X	MAIL
(一財)日本財団電話リレーサービス (利用登録、利用方法、サービス内容)	03-6275-0910	03-6275-0913	info@nftrs.or.jp

〔問い合わせ先〕 総務省(制度に関すること) (03-5253-5900)

(15) 障害者手帳アプリ「ミライロID」について

県や市町の公共施設等では、障がい者手帳の代わりにスマートフォンアプリ「ミライロID」の画面を提示することで、障がい者割引等が適用される取組みを進めています。

県内の利用可能施設等は、愛媛県ホームページで公開しています。

アドレス：https://www.pref.ehime.jp/h20700/mirairo/riyoukano_sisetu.html

なお、「ミライロID」の詳細については、下記をご確認ください。

アドレス：<https://mirairo-id.jp/>

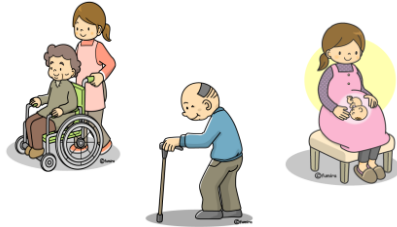


9 愛媛県パーキングパーミット制度 (身体障がい者等用駐車場利用証制度)



パーキングパーミット制度とは、県内の公共施設やショッピングセンターなどに設置された身体障がい者等用駐車場（車椅子マークがある駐車場）を適正に利用していただくため、障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方など、歩行が困難な方に、県がパーキングパーミット（身体障がい者等用駐車場利用証）を交付し、その駐車場を本当に必要とされる方に利用していただけるようにする制度です。

★利用証



★駐車場案内表示



このような
ポスター・
ステッカー・
コーン等

車外から確認
できるよう、フック
等に吊り下げて
ご利用ください。



令和元年10月1日よりスタート



目印には
オレンジ色の
ステッカー
カラーコーンが
置いてあるけん

施設の入り口付近にあり、一般の駐車スペースと同じ幅（3.5m未満）の駐車区画。車の乗降には支障がない方向けです。車いす等を使用していない方はなるべくこちらをご使用ください。



■プラスワン制度とは

パーキングパーミット制度の利用者が全体的に増え、車いす利用者の方から「身体障がい者等用駐車場に駐車できないことが多くなった」との声が寄せられるようになりました。そこで、施設入口付近の一般の駐車幅のスペースを新たに「プラスワンスペース」と位置づけ、制度の対象とすることにしました。

■プラスワンスペースご利用のお願い

歩行が困難でも、車いす等を使用されない方などは、乗り降りに広さを必要とせず、一般の駐車区画で十分な場合があります。

そのような場合は、車いす等を使用されている方が幅が広い駐車場を利用できるよう、プラスワンスペースをご利用いただくようお願いいたします。

■交付対象者と有効期間

次の表に該当する方が対象です。

交付対象者 (※歩行が困難な方)			有効期間
身体障がい者	視覚障害		4級以上
	聴覚障害	聴覚障害	3級以上
		平衡機能障害	5級以上
	音声言語機能障害		該当なし
	肢体不自由	上肢	4級以上
		下肢	6級以上
		体幹	5級以上
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	2級以上
		移動機能	6級以上
	心臓機能障害		4級以上
	じん臓機能障害		4級以上
	呼吸器機能障害		4級以上
	ぼうこう又は直腸機能障害		4級以上
	小腸機能障害		4級以上
肝臓機能障害		4級以上	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		4級以上	
知的障がい者			重度A
精神障がい者			1級
高齢者			要介護度1以上
その他(上記の基準に該当しないもので、障がいの特性により配慮が必要と認められる者)			
難病患者(特定医療費(指定難病)受給者及び特定疾患医療受給者)			
一時的に歩行が困難	妊産婦の方		産前7カ月～産後1年間 ※出産(予定)月の7カ月前から申請可。
	けがをされている方		車椅子・杖などの使用期間

■利用できる場所

公共施設、ショッピングセンターや病院など、パーキングパーミット制度にご協力をいただける施設(駐車場にステッカーや看板などの案内表示があります)で利用できます。

また、令和5年4月現在、この制度を導入している41府県1市において相互利用が出来ます。

※愛媛県交付のパーキングパーミットを他40府県1市の協力施設で使うことができます。

【相互利用府県市】

岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県
新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	三重県
滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県
広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県
熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	埼玉県	川口市		

■申請先

県障がい福祉課、県地方局・支局、各市町等の窓口で申請できます。

申請・交付窓口にお越しいただければ、基本的にはその場で利用証をお渡しします。また、県障がい福祉課では、郵送、FAX又はEメールでも申請を受け付けます。交付手数料は、無料です。

【申請・交付窓口(県)】 <<受付時間 平日8:30~17:00>> ※原則として即日交付します。

事務所名	所在地	TEL
愛媛県障がい福祉課	松山市一番町	089-912-2423
県中予地方局 地域福祉課	松山市北持田町	089-909-8756
福祉総合支援センター	松山市本町	089-922-5040
県立子ども療育センター	東温市田窪	089-955-5533

事務所名	所在地	TEL
県東予地方局 地域福祉課	西条市喜多川	0897-56-1300
県四国中央保健所	四国中央市三島	0896-23-3360
県今治保健所	今治市旭町	0898-23-2500
県南予地方局 地域福祉課	宇和島市天神町	0895-22-5211
県八幡浜支局 福祉課	八幡浜市北浜	0894-23-2250

【申請・交付窓口〔市町〕】 <<受付時間 平日8：30～17：00>> ※原則として即日交付します。

東予	今治市	障がい福祉課	高齢介護課	健康推進課	各支所住民サービス課
	新居浜市	地域福祉課			
	西条市	社会福祉課	健康医療推進課	各支所市民福祉課	※R4.8～各サービスセンター
	四国中央市	生活福祉課	各庁舎窓口センター福祉窓口		
中予	上島町	住民課	各支所町民生活課		
	松山市	障がい福祉課	福祉・子育て相談窓口	保健予防課	
	伊予市	福祉課			
	東温市	社会福祉課	川内支所		
	久万高原町	保健福祉課			
南予	松前町	福祉課	子育て支援課		
	砥部町	介護福祉課	広田支所		
	宇和島市	福祉課	保険健康課	高齢者福祉課	各支所福祉環境係
	八幡浜市	社会福祉課	保内・庁舎管理課	保健センター	
	大洲市	社会福祉課	保健センター	各支所	
	西予市	福祉課	各支所地域生活課		
	内子町	保健福祉課	各支所福祉窓口		
	伊方町	保健福祉課	各支所	町見出張所	
	松野町	保健福祉課			
鬼北町	町民生活課	日吉支所総務係			
愛南町	保健福祉課	各支所			



■申請方法

① 申請窓口での申請

交付申請書に証明書類を添えて、窓口にご提出ください。

※確認書類は、窓口での確認後、お返しします。

※代理申請の場合は、代理の方の身分証明書（運転免許証等）が追加が必要です。

交付申請書に証明書類の写しを添えて、県障がい福祉課までお送りください。

※有効期間満了後、引き続き利用証の交付を受けたい方は、申請書を有効期間満了日までに提出してください。

② Eメールでの申請

syougaihukus@pref.ehime.lg.jp

③ FAXでの申請

089-931-8187

■申請に必要なもの

① 交付申請書

※各窓口にあります。県HPからもダウンロードできます。

② 証明書類

※申請窓口では提示、郵送等の場合は写しを添付してください。

○ 身体障がいのある方

身体障害者手帳

○ 知的障がいのある方

療育手帳

○ 精神障がいのある方

精神障害者保健福祉手帳

○ 高齢の方

介護保険被保険者証

○ その他（交付対象者の基準に該当しない方で障がいの特性により特に配慮が必要と認められる方）

障がいを証明するもの（障害者手帳等）

※併せて配慮が必要かどうか確認をさせていただきます。

○ 難病の方

特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者証

○ 妊産婦の方

母子健康手帳

○ けがで歩行困難な方

身分証明書（運転免許証、健康保険証 等）

■お問い合わせ先 愛媛県 保健福祉部 生きがい推進局 障がい福祉課 在宅福祉係

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

TEL 089-912-2423 FAX 089-931-8187



E-mail syougaihukus@pref.ehime.lg.jp



10 障がい者に関するマーク

 <p>ハート・プラスマーク</p>	<p>「身体内部に障がいがある人」を表しています。</p> <p>身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能)に障がいがある方は外見から分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。</p> <p>内部障がいの方の中には、電車などの優先席に座りたい、障がい者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。</p> <p>このマークを着用されている方を見かけた場合は、内部障がいについて理解し、配慮する必要があります。</p> <p>このマークは、内部障がいの方が自発的に使用するものです。法的拘束力はありません。</p> <p>関連団体等：特定非営利法人ハート・プラスの会</p>
 <p>障害者のための国際シンボルマーク</p>	<p>障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。</p> <p>建物の規定など、マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。</p> <p>このマークは、「すべての障がい者を対象」としたものです。</p> <p>特に、車椅子を利用する障がい者を限定し使用されるものではありませんが、一部誤った使用がされていることがありますので、ご注意ください。</p> <p>関連団体等：公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会</p>
 <p>盲人のための国際シンボルマーク</p>	<p>このマークは、世界盲人連合(WBU)が定めた世界共通の国際シンボルマークです。</p> <p>WBUによれば、「このマークを手紙や雑誌の冒頭に、あるいは歩行用に自由に使用してよい。色はすべて青にしなければならない」としています。</p> <p>横断歩道で、このマークが付いた歩行者用信号ボタンを見かけることがありますね。この信号機は視覚障がい者が安全に渡れるよう、信号時間が長めに調整されています。</p> <p>関連団体等：社会福祉法人日本盲人福祉委員会</p>
 <p>耳マーク</p>	<p>聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。また、窓口等に掲示されている場合は、聴覚障がい者へ配慮した対応ができることを表しています。</p> <p>聴覚障がい者は見た目にはわからないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。</p> <p>このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等に配慮が必要です。</p> <p>このマークは、聴覚障がいの方や聴覚障がいの方へ配慮を行っている方、施設等が自発的に使用するものです。法的拘束力はありません。</p> <p>関連団体等：一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会</p>

 <p>オストメイトマーク</p>	<p>人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障がいのある方（オストメイト）のための設備があることを表しています。</p> <p>オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。</p> <p>関連団体等：公益社団法人日本オストミー協会</p>
 <p>ほじょ犬マーク</p>	<p>身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。</p> <p>身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障がいのある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障がい者差別に当たります。</p> <p>補助犬はペットではありません。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。</p> <p>補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にのお声かけをお願いします。</p> <p>関連団体等：厚生労働省社会・援護局</p>
 <p>身体障害者標識(四つ葉のクローバーマーク)</p>	<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p> <p>このマークの表示については、努力義務となっています。</p> <p>関連団体等：各警察署交通課、交通安全協会</p>
 <p>聴覚障害者標識</p>	<p>聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p> <p>なお、聴覚障がい者が車を運転する際は、この標識の表示のほか、ワイドミラーの装着をしなければなりません。</p> <p>関連団体等：各警察署交通課、交通安全協会</p>
 <p>障害者雇用支援マーク</p>	<p>公益財団法人ソーシャルサービス協会が障がい者の在宅障がい者就労支援並びに障がい者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。</p> <p>障がい者の社会参加を理念に、障がい者雇用を促進している企業や障がい者雇用を促進したいという思いを持っている企業は少なくありません。</p> <p>そういった企業がどこにあるのか、障がい者で就労を希望する方々に少しでもわかりやすくなれば、障がい者の就労を取り巻く環境もより整備されるのではないかと考えます。</p> <p>関連団体等：公益財団法人ソーシャルサービス協会 Tセンター</p>

 <p>「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク</p>	<p>白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。</p> <p>白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。</p> <p>※駅のホームや路上などで視覚に障がいのある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。</p> <p>関連団体等：岐阜市福祉部福祉事務所障がい福祉課</p>
 <p>障害者雇用 中小事業主認定マーク（もにすマーク）</p>	<p>厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度に認定された事業主が表示できるマークです。</p> <p>この認定を通じて、企業の社会的認知度を高めることができ、障害者雇用の身近なロールモデルとして認知され、地域全体の障害者雇用の取り組みが一層推進されることが期待されます。</p> <p>企業と障害者が明るい未来や社会の実現に向けて「ともにすすむ」という思いをこめて愛称を「もにす」と名付けました。</p> <p>関係団体等：厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク</p>



11 ヘルプカード・ヘルプマークについて

県では、共生社会の実現に向けて、平成28年度からヘルプカードを、平成29年10月からヘルプマークを導入しています。

ヘルプカードについて

ヘルプカードは「手助けがほしい人」と「手助けしたい人」をつなぐコミュニケーションのためのカードです。

聴覚障がいや内部障がいなど、障がいがあることがわかりにくい人や言葉などでうまく伝えることができない人は、災害が起こって避難するときや急病の時の対応、日常生活で、いろいろな困りごと、不安なことがあります。

障がいのある人等がヘルプカードに、具体的な困りごとや周りの人をお願いしたいことを書いて携帯します。そのカードを使って、周囲の人に適切な配慮や支援を求めることができるものです。

ヘルプカードは、各市町において作成し、配布をしています。

詳しくはお住まいの市町の障がい福祉窓口へお問い合わせください。[P 9,10]



「ヘルプカード」

ヘルプマークについて

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるものです。

ストラップにより鞆等に着けて使用し、裏面に付属のシールを貼り、ヘルプマーク利用者が周囲に伝えたい情報や必要な支援の内容を記入することができます。

ヘルプマークを身に着けることで、外見で援助や配慮が必要なことがわかり、公共交通機関で席を譲ってもらったり、困っている場合に声掛けをしてもらうなどの援助が得やすくなります。

ヘルプマークは、県障がい福祉課及び各市町の障がい福祉窓口において平成29年10月から配布をしています。



「ヘルプマーク」

ヘルプマーク普及パートナーについて

愛媛県では、ヘルプマークの普及啓発を図るため、啓発用ポスターの掲示、チラシの配架などの取組に賛同していただける民間事業者（ヘルプマーク普及パートナー）を募集しています。

(募集チラシ)

ヘルプマーク普及パートナーになりませんか？



愛媛県では、ヘルプマークの全県的な普及啓発を図るため、「ヘルプマーク普及パートナーシップ制度」を創設し、令和元年6月5日（水）から、ヘルプマークの普及啓発に係る取組に賛同していただける民間事業者（ヘルプマーク普及パートナー）を募集することとしました。

下記を御参照の上、ご登録の検討をいただきますようお願いします！

ヘルプマークとは



かばん等に付けて使用

・義足や人工関節、内部障がい、難病、妊娠初期の方など、外見からは分かりづらい障がい等をお持ちの方が身に着けることで、周囲に配慮が必要であることを知らせ、電車・バス等で席を譲ってもらったり、困っている時に声掛けをしてもらうなどの援助を得やすくするために作られたマークです。

※東京都が平成24年10月に作成。
※愛媛県では平成29年10月11日から県や各市町の窓口で配布しています。



取組例

- ・県が作成した啓発用ポスターの掲示、チラシの配架。
(県から無償で提供します！)
 - ・社員向け研修での周知
 - ・イベントでのPR
- ※取組に係る費用は、全て事業者様の負担となります。

登録企業名に加え、取組内容も県HPで紹介するので、「障がい者支援に理解のある企業としてPRできます。」



登録するには

愛媛県内に事務所若しくは活動拠点を有する企業、法人、団体が登録対象となり、**支店や営業所単位で登録可能です！**

登録にあたっては、「ヘルプマーク普及パートナー登録申込書」に必要事項を記入し、電子メール又は郵送により、下記に御提出いただくだけで、手続きは完了です。

【申 込 先】愛媛県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課 在宅福祉係

【電子メール】syougaihus@pref.ehime.lg.jp

【郵 送】〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

<注意事項>

- ・登録の際には、「ヘルプマーク普及パートナーシップ制度実施要綱」を御確認ください。
- ・その他詳細は、下記の県ウェブページを参照してください。様式等も掲載しています。

https://www.pref.ehime.jp/h20700/seisaku/helpcard_guideline.html

12 ^{えがお}愛顔の『あいサポート運動』について

県では、障がいのある方へのサポートを推進するため、令和4年度から^{えがお}愛顔の『あいサポート運動』を実施しています。

『あいサポート運動』について

『あいサポート運動』とは、障がいのある方の困りごとを理解し、ちょっとした手助けや配慮を実践することができるサポーター（＝『あいサポーター』）を養成すること等を通じて、障がいのある方が手助けを求めやすい環境を作り、誰もが暮らしやすい社会を作っていく運動です。

『あいサポーター』を養成する研修は、県からの委託を受け、県障がい者社会参加推進センター〔P76〕が実施しています。

『あいサポートバッジ』について

あいサポーター研修を受講し、『あいサポーター』になった方には、『あいサポートバッジ』をお渡しします。

『あいサポートバッジ』を着用している方は、職場、地域等で何か困っている方を見つけた際に、ちょっとした手助けを実践することを意思表示している方です。何か困ったことがあり、手助けをしてほしいと思ったときには、気軽に声をかけていただければと思います。



『あいサポートバッジ』は
あいサポート運動シンボルマークの
形をしています。

13 障がい者(児)関係団体名簿

団 体 名	事 務 局 所 在 地
公益財団法人愛媛県身体障害者団体連合会	〒790-8553 松山市持田町3丁目8-15 県総合社会福祉会館内 TEL 089-921-4772 FAX 089-921-4844
公益財団法人愛媛県視覚障害者協会	〒790-0811 松山市本町6丁目11-5 県視聴覚福祉センター内 TEL・FAX 089-926-2233
愛媛県聴覚障害者協会	〒790-0811 松山市本町6丁目11-5 県視聴覚福祉センター内 TEL・FAX 089-923-7928
特定非営利活動法人愛媛難聴者協会	〒790-0811 松山市本町6丁目11-5 県視聴覚福祉センター内 TEL 089-927-1135 FAX 089-927-1133
愛媛県喉頭摘出障害者団体 愛声会	〒790-0012 松山市港町7丁目6番4号 丹下 昇二 方 TEL 089-941-4972
日本オストミー協会 愛媛県支部 (えひめ互療会)	〒791-8004 松山市鴨川3丁目1-35 三浦 修 方 TEL 089-922-1584
愛媛県肢体不自由児協会	〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2 県障がい福祉課内 TEL 089-941-2111 (内線 5391)
愛媛県肢体不自由児・者父母の会連合会	〒790-0063 松山市辻町15番21号 TEL 089-923-4550
愛媛県重症心身障害児(者)を守る会	〒798-4406 南宇和郡愛南町広見3441 岩井 正一 方 TEL 090-8975-7127 E-mail jch.s.iwai@gmail.com
愛媛県手をつなぐ育成会	〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2 県障がい福祉課内 TEL 089-941-2111 (内線 5391)

団 体 名	事 務 局 所 在 地
特定非営利活動法人 愛媛県知的障害者福祉協会	〒791-1121 松山市中野町甲 640 番地 はばたき園内 TEL 089-963-3772 FAX 089-963-3795
愛媛県自閉症協会	〒792-0836 新居浜市篠場町 11-50 三木 由紀子 方 E-mail yukiko-m@shikoku.ne.jp
JDDnet愛媛 (日本発達障害ネットワーク愛媛)	〒790-0056 松山市土居田町 622-5 田中 輝和 方 TEL 089-965-2593
ペアレント・メンターえひめ	〒791-0295 愛媛県東温市志津川 愛媛大学医学部内 FAX 089-960-5423 E-mail pmehime@gmail.com
愛媛県精神保健福祉協会	〒790-8570 松山市一番町 4 丁目 4-2 県健康増進課内 TEL 089-934-5714
一般社団法人 愛媛県精神障害者福祉会連合会	〒790-0811 松山市本町七丁目 2 番地 TEL 089-908-9305
特定非営利活動法人 えひめ盲ろう者友の会	〒791-8016 松山市久万ノ台 594-5 高橋 信行 方 TEL 090-7780-8404
愛媛県障がい者社会参加推進センター	〒790-8553 松山市持田町 3 丁目 8-15 県総合社会福祉会館内 TEL 089-921-4772 FAX 089-921-4844
愛媛高次脳機能障がい者を支援する会 「あい」	〒799-2465 松山市和田甲 295-9 TEL 090-6284-5482 FAX 089-994-3617
愛媛県難病等患者団体連絡協議会	〒790-0821 松山市木屋町 4 丁目 2-8 TEL 089-941-5251 FAX 089-941-5251

14 障害者差別解消法と愛媛県障がい者差別解消条例について

(1) 障害者差別解消法とは？

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的として、平成 28 年 4 月に施行されました。

◆障がいを理由とする差別とは？

障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

また、障がいのある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮（以下では「合理的配慮」と呼びます。）を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障がいのある方の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。

●障がいを理由とする不当な差別的取扱い

(例)

障がいを理由として、サービスの提供や入店を拒否してはいけません。



●合理的配慮（例）

筆談や読み上げなど、ちょっとした配慮で助かる人がいます。



(2) 愛媛県障がい者差別解消条例とは？

愛媛県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例(愛媛県障がい者差別解消条例)は、障害者差別解消法をより実効性のあるものにするとともに、障がいに対する県民の理解と関心を深め、誰もが安心して心豊かに暮らすことのできる「共生社会」を実現するため、障害者差別解消法が施行されるのに合わせて、平成 28 年 4 月に施行されました。



◆概要

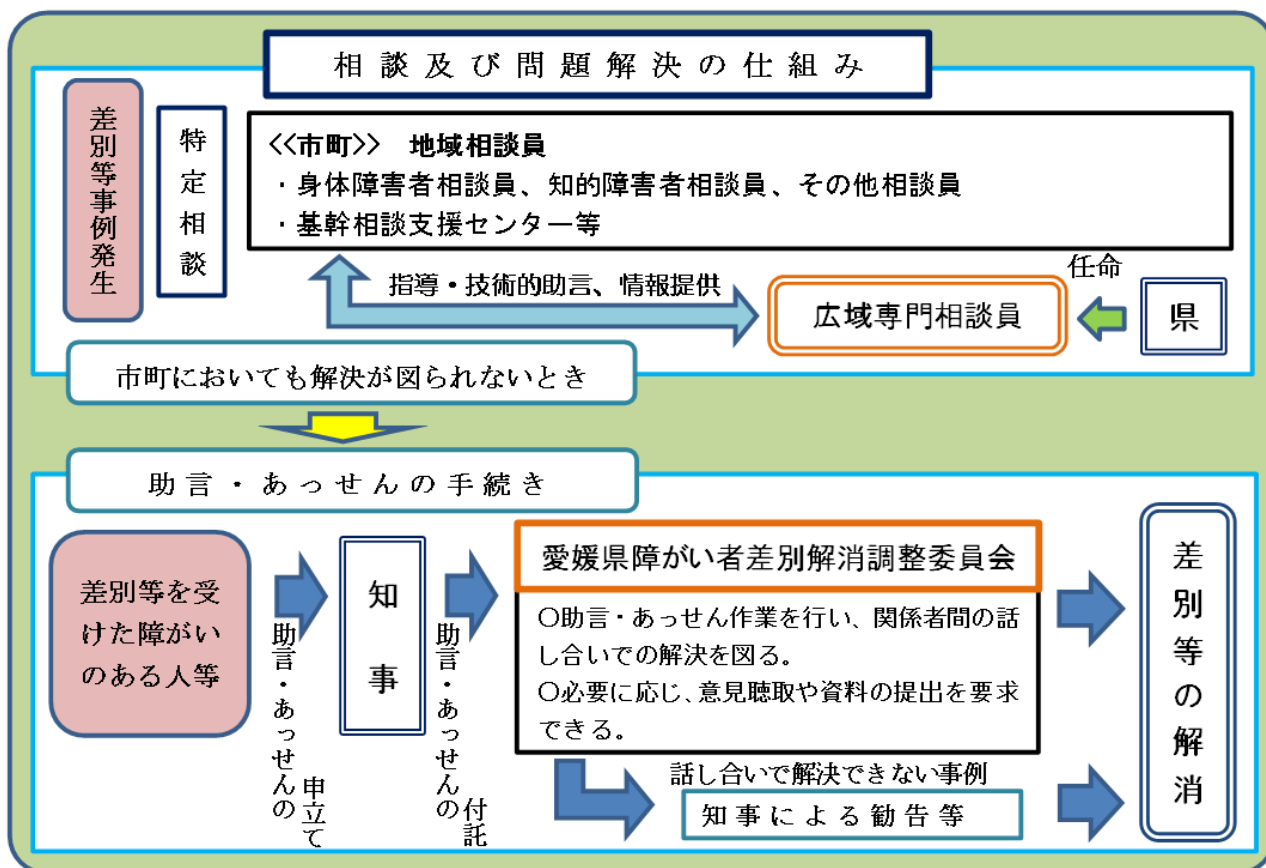
本条例は、次の3つの基本理念のもと、

- 全ての障がいのある人が、障がい者でない者と等しく基本的人権を享有する個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。
- 誰もが障がいを有することとなる可能性があることを踏まえ、全ての県民が障がいについての知識及び理解を深めること。
- 障がいを理由とする差別を解消するための取組は、障がいを理由とする差別をする側とされる側に分けて相手側を一方向的に非難し、又は制裁を加えようとするものであってはならないこと。

- ① 県、市町、県民等の責務
- ② 相談体制の整備（広域専門相談員の配置等）
- ③ 問題解決の仕組みづくり（愛媛県障がい者差別解消調整委員会の設置等）
- ④ 普及啓発、交流促進、情報・コミュニケーションに対する支援

などが定められています。

～問題解決の仕組み～

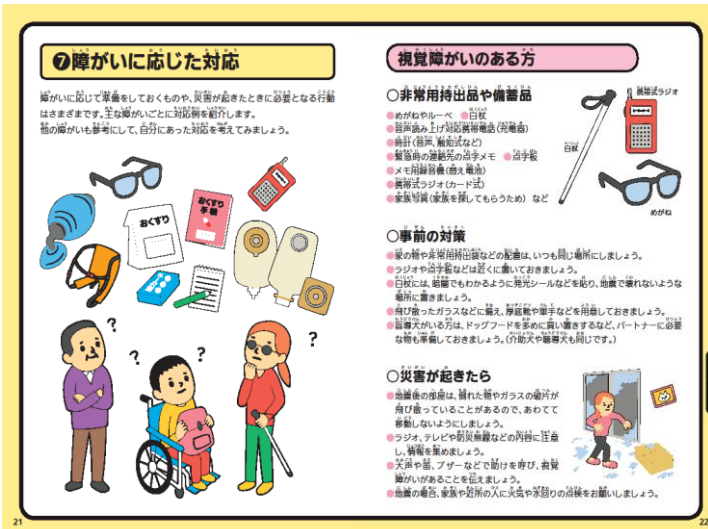


15 障がい者災害対応のてびき

県では、平成30年7月の西日本豪雨災害を教訓に、自然災害や南海トラフ地震等に備えるため、障がいのある方やそのご家族向けに、「障がい者災害対応のてびき」を作成しました。この「てびき」は、災害時において、障がいのある方々が、大切な命を守るための日頃の備えや避難所での生活など、「自助」を中心に紹介していますので、ご自身やご家族に必要な備えを整えてください。

「てびき」は、県障がい福祉課やお住まいの市町の窓口で配布しており、愛媛県ホームページでも公開しています。

アドレス：<https://www.pref.ehime.jp/h15350/bosai-portal/preparation/household/shougaisa-saigaiji-tebiki.html>



目次

- ① てびきの使い方
- ② 災害を知る
- ③ 日ごろの備え
- ④ ヘルプカードの作成
- ⑤ 地震が起きたら
- ⑥ 避難所
- ⑦ 障がいに応じた対応
- ⑧ 関連情報
- ⑨ 私の避難計画

(てびきの一場面) 障がいに応じた対応 (A4サイズ、34ページ)



16 障がい者施策における県計画について

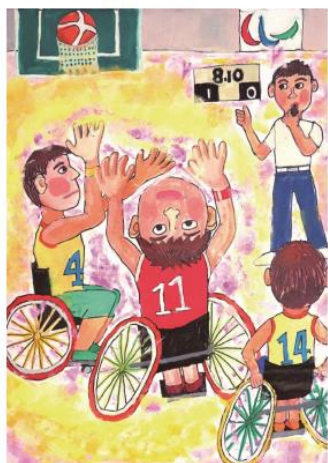
(1) 愛媛県障がい者計画

県では、障がいの有無に関わらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら、地域で共に暮らし、支え合う「共生社会」の実現を目指し、障がいのある方々のさまざまな課題に的確に対応していくため、本県における障がい者施策の基本計画として、令和2年3月に、第5次愛媛県障がい者計画を策定しました。

令和2年度から令和5年度までの4年間を計画期間とし、①障がい者自身の決定と選択による地域生活の支援、②障がい者差別の解消と「心のバリアフリー」の推進、③バリアフリー化の推進と情報アクセシビリティの向上、④分野横断的な障がい者施策の推進を基本方針に掲げ、各種施策を展開しています。

第5次 愛媛県障がい者計画

(令和2～5年度)



令和2年3月

目次

- 第1章 障がい者計画のあらまし
- 第2章 障がい者を取り巻く状況
- 第3章 分野別施策の具体的方策
 - 第1節 地域生活の支援
 - 第2節 情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実
 - 第3節 保健・医療対策の充実
 - 第4節 特別支援教育の充実
 - 第5節 雇用・就業、経済的自立の支援
 - 第6節 福祉を支えるひとづくり
 - 第7節 安全・安心な生活環境の整備
 - 第8節 防災・防犯対策の推進
 - 第9節 差別の解消及び権利擁護の推進
 - 第10節 芸術文化活動・スポーツ等の振興
 - 第11節 国際交流の推進

(2) 愛媛県障がい福祉計画及び愛媛県障がい児福祉計画

愛媛県障がい者計画の実施計画として、令和3年3月に第6期愛媛県障がい福祉計画、第2期愛媛県障がい児福祉計画を策定しました。

令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とし、障がい者の地域生活への移行や一般就労への移行を促進するため、障害福祉サービス等に関する数値目標や必要見込み等を設定しています。

第6期愛媛県障がい福祉計画及び 第2期愛媛県障がい児福祉計画 (令和3～5年度)

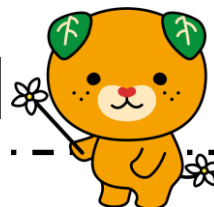


令和3年3月

愛媛県障がい者計画、愛媛県障がい福祉計画及び愛媛県障がい児福祉計画は、愛媛県ホームページからご覧いただくことができます。

また、お住まいの市町においても同様の計画を策定しております。

愛媛県障がい者計画





愛媛県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課

〒 790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2

TEL (089) 912-2420

FAX (089) 931-8187

E-Mail syougaihukus@pref.ehime.lg.jp

(令和5年6月発行)

